

だい しょう けいかく がいよう
第1章 計画の概要

ちいきふくしけいかくさくてい しゅし
地域福祉計画策定の趣旨

ちいきふくしけいかくさくてい はいけい
1 地域福祉計画策定の背景

きんねん しょうしこうれい じんこうげんしょうしゃかい しんてん としか ともな かくかそくか
近年の少子高齢・人口減少社会の進展や、都市化に伴う核家族化、
せだいかん かちかん たようか いしき たか なか じちかい
世代間の価値観の多様化やプライバシー意識の高まりの中で、自治会・
ちょうないかい かにゆうりつ げんしょう つつ ちいき かだい かいけつ ちいきりよく
町内会の加入率は減少し続け、地域で課題を解決していくという地域力、
あるいはお互いに支え合い共生していけるような地域の相互扶助機能が
よわ
弱まっています。そのため、かつては家族や親戚、隣近所や知人によっ
て支えられていたような困りごとも、今は一人で抱え込み、誰にも相談で
きな い じょうきょう おちい すく
きない状況に陥っているケースも少なくありません。

また、へいせい ねん がつ にち はっせい ひがしにほんだいしんさい
平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災により、
こうれいしや ひなんこうどうようしえんしゃ はあく しえん かつ
高齢者やしょうがいしゃなどの避難行動要支援者の把握と支援のあり方
がおお かいだい にんしき
が大きな課題として認識されています。

ふくざつ たようか しゃかいもんだい せいかつじょう さまざま かだい たいおう
複雑・多様化している社会問題や生活上の様々な課題に対応するには、
ぎょうせい ちから こんなん しみんそうご たす あ たいおう
行政の力だけでは困難であり、また市民相互の助け合いだけでも対応す
ることはできません。こうしたことから、みちか ちいき ふくししやく
身近な地域における福祉施策の
さいこうちくおよ じゅうみんそうご ささ あ もと しやく すいしん あ
再構築及び住民相互の支え合いが求められるとともに、施策の推進に当
たり、かくぶんや そうご れんけい しみん いったい しやく てんかい
各分野が相互に連携し、市民と一体になりながら施策を展開してい
くことが求められています。

ちいき かつりよく そうしゅつ えぬびーおー しゃかいふくしじ
地域の活力を創出するためには、NPO¹、ボランティア、社会福祉事
ぎょうしゃ がっこう きぎょう きそん しゃかいしげん ちいき いま そんざい
業者、学校、企業など既存の社会資源のほか、地域に今まで存在しなが
らひかり あ ちえ じんざい しげん ほ お しえんしゃ ひ
光が当たらなかった「知恵」「人材」「資源」を掘り起こし、支援者・被
しえんしゃ わ だれ いばしょ てばん かつやく
支援者に分かれるのではなく、誰にでも居場所と出番があり、活躍できる
しゃかい めざ ひつよう ぎょうせい ちいき
社会を目指す必要があります。そのためには、行政がそういった地域の
ちから かつやく かんきょう せいび じゅうよう
力が活躍できるよう、環境を整備することが重要です。

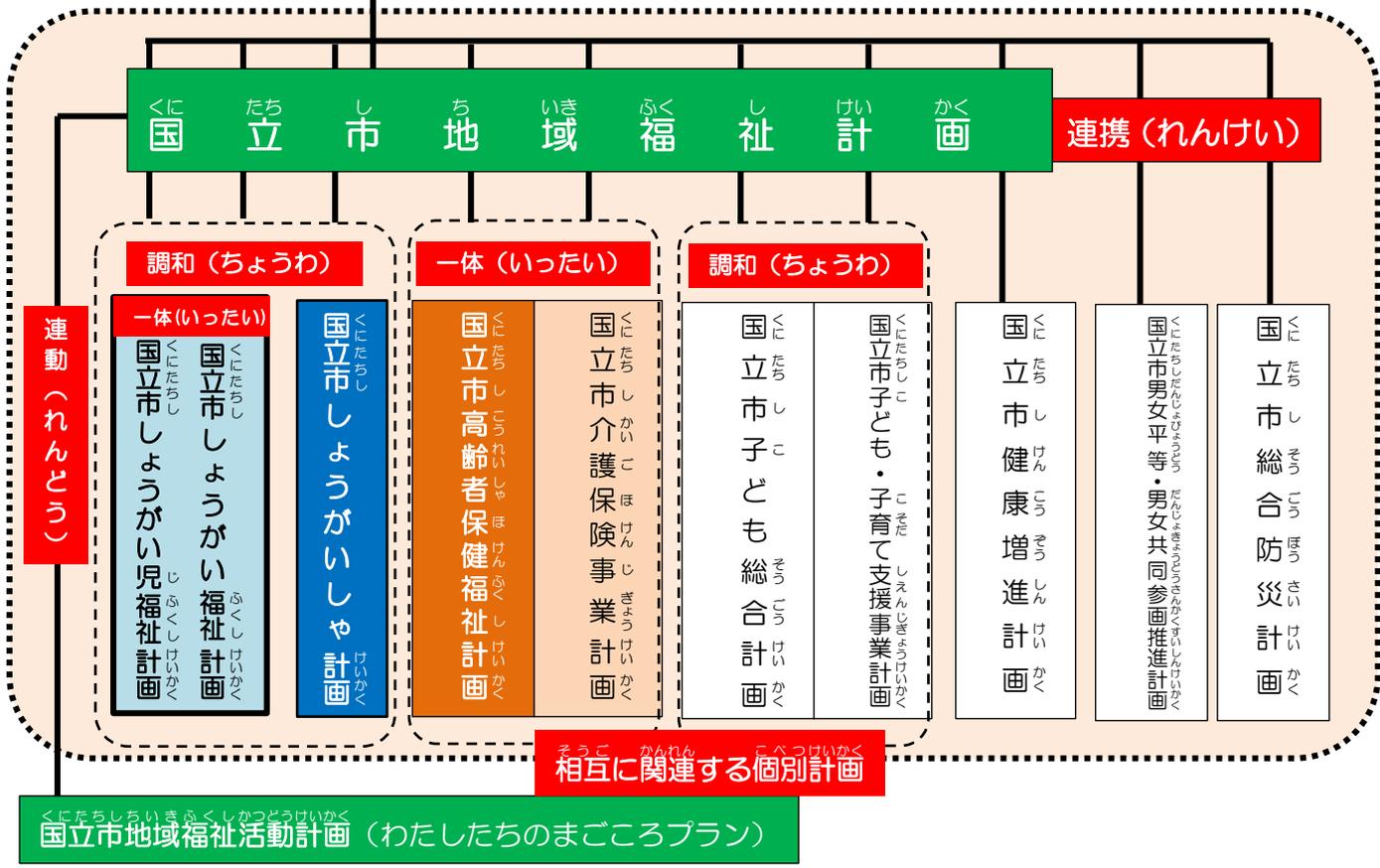
このような背景を踏まえ、ぎょうせい ふくし じゅうじつ ぐわ
行政による福祉サービスの充実に加え、
ちいき じゅうみんどうし わ へだ じぶん
地域における住民同士のつながりによって、だれもが分け隔てなく自分
のえら く じっこうせい けいかく だいに じちいきふくし
の選んだ暮らしができるよう、実効性のある計画として、第二次地域福祉
けいかく さくてい
計画を策定します。

¹ えぬびーおー せいふ じりょうたい どりつ えてい ちてき しやがいてき ちゅうぎやく ちゅうぎやく ちゅうぎやく
NPO: nonprofit organization。政府や自治体とは独立した、営利を目的とせず社会的な公益活動を行う組織
(団体)。

2 地域福祉計画の位置付け

地域福祉計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく市町村の計画であり、本市の総合計画である第5期基本構想・第1次基本計画を上位計画とする個別計画であるとともに、各分野の福祉計画の上位計画として位置付けられます。そのため、高齢者福祉分野の「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」、しょうがいしゃ福祉分野の「しょうがいしゃ計画」「しょうがい福祉計画・しょうがい児福祉計画」、子育て支援分野の「子ども総合計画」「子ども・子育て支援事業計画」、健康分野の「健康増進計画」を横断的につなぐ役割を担っています。

この計画では、各分野を横断し共通して取り組むべき事項を示し、総合的に推進するとともに、制度の狭間の課題への対応にも取り組みます。



※改元後は新元号に読み替えます。以下同じ。

3 計画の期間

くにたちしちいきふくしけいかく たいしょうきかん くにたちし けいかく およ
 国立市地域福祉計画の対象期間は、『国立市しょうがいしゃ計画』及び
 くにたちしこうれいしゃほけんふくしけいかく ちょうわ ほか かくけいかく しょういけいかく
 『国立市高齢者保健福祉計画』と調和を図るとともに、各計画の上位計画
 としての位置付けを明確にするために、両計画の中間評価の翌年度かつ、
 りょうけいかく けいかくしゅうりょうねんど ぜんねんど へいせい ねんど
 両計画の計画終了年度の前年度にあたる平成34(2022)年度までの6
 ねんかん
 年間とします。

ほか けいかく たいしょうきかん い か
 他の計画の対象期間は以下のとおりです。

計画 名称	29 (2017) ねんど 年度	30 (2018) ねんど 年度	31 (2019) ねんど 年度	32 (2020) ねんど 年度	33 (2021) ねんど 年度	34 (2022) ねんど 年度	35 (2023) ねんど 年度	36 (2024) ねんど 年度	37 (2025) ねんど 年度	38 (2026) ねんど 年度	
地域福祉 計画	くにたちしちいきふくしけいかく ねんかん 国立市地域福祉計画 (6年間)										
しょうが いしゃ 計画	くにたちし けいかく 国立市しょうがいしゃ計画										
しょうがい ふくしけいかく 福祉計画	だい 5き 第5期		だい 6き 第6期		だい 7き 第7期						
しょうがい ふくしけいかく 福祉計画	だい 1き 第1期		だい 2き 第2期		だい 3き 第3期						
こうれいしゃ ほけんふくし 保健福祉 計画	かいごほけんじぎょうけいかく いったい 介護保険事業計画と一体		かいごほけんじぎょうけいかく いったい 介護保険事業計画と一体		かいごほけんじぎょうけいかく いったい 介護保険事業計画と一体						
かいごほけん じぎょうけいかく 事業計画	だい 6き 第6期	だい 7き 第7期		だい 8き 第8期		だい 9き 第9期					
きほんこうそう 基本構想	だい 5き へいせい 第5期 (平成28(2016)~39(2027)年度 : 12年間)										
きほんけいかく 基本計画	だい 1じ へいせい 第1次 (平成28(2016)~35(2023)年度 : 8年間)										
	だい 2じ へいせい 第2次 (平成32(2020)~39(2027)年度 : 8年間)										
							だい 3じ へいせい 第3次 (平成36(2024)~ 39(2027)年度 : 4年間)				

4 計画の考え方

(1) 基本理念

だれもがあたりまえに暮らせるまちをつくる

国立市地域福祉計画では、「だれもがあたりまえに暮らせるまちをつくる」を計画の目標に据え、全ての人が孤立せず、自分らしい生き方を実現できるよう、様々な施策に取り組んできました。

計画策定から6年が経過し、社会情勢は様々に変化しましたが、「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例」¹に代表されるように、市では引き続き、「だれもがあたりまえに暮らせるまち」を目指す施策を展開しています。

これからも、全ての人々が、自分の選んだ地域で、自分らしい生き方を実現できるよう、お互いに理解し、共感し合い、支え合い、関わり合うまちづくりを継続するため、国立市第二次地域福祉計画において、これまでの計画の目標を基本理念として継承し、計画を策定します。

(2) 基本目標

本計画では、計画の基本理念を実現するために、次の4つの基本目標を定め、施策を推進します。

- 1 「お互いを理解し、共に支え合う地域づくり」
- 2 「24時間安心して安全に暮らせる地域づくり」
- 3 「自分らしく暮らし続けられる地域づくり」
- 4 「福祉の総合的な相談と自立支援の推進」

¹ 国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」の条例：平成17(2005)年に制定した「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」の理念を受け継ぎ、しょうがいの人もない人も共に生きる国立市づくりを実現するため、しょうがいを理由とした差別の解消のための仕組みなどを定めた条例。「私たちのことを私たち抜きに決めないで」という考え方を踏まえ、当事者を含めた広い市民の参画によるワーキンググループの議論を経て素案が作成され、平成27(2015)年9月に制定された。

1 お互いを理解し、共に支え合う地域づくり

ソーシャルインクルージョン¹の理念に基づき、全ての人が、お互いを尊重し合い、それぞれが支え合う地域づくりを目指します。

そのために、住民が主体となって参加できる地域福祉を目指し、市民活動団体やボランティアの育成など、地域福祉を担う人材の育成と活用を進めるとともに、地域が抱える課題について、地域の実情に応じて柔軟に支援します。

また、人権教育を進めるとともに、市民が自主的に地域福祉について学習できるよう、学校教育や生涯学習の場における取組を推進します。

2 24時間安心して安全に暮らせる地域づくり

全ての人が、24時間365日安心して安全に暮らせる地域づくりを目指します。

そのために、建物のバリアフリー²化や、福祉交通手段の確保の検討を行い、特に、困難を抱えた人のバリアをなくし、誰もが安心して生活できるように施策を推進します。

また、災害時要配慮者対策を進め、防災・減災対策を推進します。

3 自分らしく暮らし続けられる地域づくり

自分で選んだ地域で、自分らしい生き方を安定して実現できる仕組みや環境づくりを推進します。

そのために、引き続き地域包括ケア³体制を充実させるとともに、在宅療養の推進に努めます。

また、全ての人が集う、学ぶ、遊ぶ、働く、住まう、憩うことのできる環境づくりを支援していきます。

1 ソーシャルインクルージョン：社会的包摂。福祉的支援を必要とする者も、同じ地域社会の一員であり、孤立しないよう包み支えあうという考え。社会的排除の対義語。

2 バリアフリー：高齢者やしょうがいしゃが社会生活をしていくうえでの障壁（バリア）を取り除くこと。現在は、物理的な面以外にも、社会制度、人々の意識、情報の提供など、社会参加を困難にしているあらゆる障壁を除去する意味で使われる。

3 地域包括ケア：地域で生活するために必要な、医療・介護などの福祉サービスと、安全・安心・健康を守る生活支援サービスが一体的に提供されるという考え方。

4 福祉の総合的な相談と自立支援の推進

制度の狭間で苦しんでいる人や、複合的な課題を抱えている人について、分野を超えた相談を受け止める体制を構築します。

また、全ての人が地域においてその人らしく自立して生活できるよう支援します。

そのために、福祉の問題や子どもの問題に関して、総合的な相談ができる総合窓口機能を強化するとともに、相談窓口間での連携を強化します。

また、相談者に寄り添い、公的サービスや民間サービスも活用し、その人に合った支援を包括的・継続的に行います。

しきく たいけい
(3) 施策の体系

基本目標		施策の方針		基本施策	
1	お互いを理解し、共に支え合う地域づくり	(1)	地域資源の発掘・育成	①	地域資源の発掘・育成
				②	福祉活動拠点の充実
				③	知識、技術、経験等をいかし、地域で活躍できる機会、場の設置
				④	福祉人材の確保・育成
		(2)	福祉・人権に関する教育と活動の充実	①	福祉教育の実施や福祉に関する意識の醸成
				②	人権教育の充実・心のバリアフリー
				③	福祉と教育の連携
				④	大学等との連携
		(3)	行政と住民の協働の推進	①	市民協働の推進
				②	NPO等福祉事業団体との連携
				③	社会福祉協議会との連携
		(4)	地域福祉活動の促進・支援	①	関係団体等への支援
②	コミュニティソーシャルワーカーとの連携 小地域福祉活動の推進				
③	地域での子育て・子育て支援事業の推進				
2	24時間安心して安全に暮らせる地域づくり	(1)	地域包括ケアシステムの推進	①	医療・介護・地域・行政が連携した地域包括ケアの推進
				②	認知症高齢者等に対する地域の理解と支援の促進
				③	住まいや日常生活に不安を抱えた方への支援
		(2)	バリアフリーのまちづくり	①	バリアフリーのまちづくり
				②	情報のバリアフリー
				③	市内交通の利便性の向上
		(3)	防災・防犯のまちづくり	①	避難行動要支援者の把握と平常時の支援
				②	災害発生時の要配慮者の支援
				③	住宅における減災対策の推進
				④	事業者等との防災協力の推進
				⑤	防犯体制の強化
		(4)	福祉サービスの質の向上	①	福祉サービス情報の提供方法の改善
②	福祉サービス第三者評価の推進				
③	社会福祉法人等に対する指導検査の実施				

基本目標		施策の方針		基本施策			
3	自分らしく暮らし続けられる地域づくり	(1)	地域包括ケアシステムの推進（再掲）	①	医療・介護・地域・行政が連携した地域包括ケアの推進		
				②	認知症高齢者等に対する地域の理解と支援の促進		
				③	住まいや日常生活に不安を抱えた方への支援		
		(2)	介護予防・日常生活の支援	①	介護予防事業の推進		
				②	多様な主体による生活支援サービスの推進		
		(3)	あらゆる世代の居場所・拠点づくり	①	多世代が集う居場所づくり事業の推進		
				②	市民・事業者が行うたまり場や居場所づくりへの支援		
		(4)	権利擁護事業の充実（成年後見）	①	権利擁護事業の充実		
				②	市民後見人の活用の推進		
		4	福祉の総合的な相談と自立支援の推進	(1)	福祉の総合的な相談窓口の充実	①	総合相談窓口による相談体制の充実
						②	関係部署・関係機関との連携強化
				(2)	生活困窮者の自立支援	①	生活再建と就労支援の実施
②	生活困窮世帯への学習支援						
(3)	権利擁護事業の充実（DV・いじめ・虐待）			①	相談者に配慮した相談窓口の配置		
				②	DV・いじめ・虐待を発見する仕組みづくり		
(4)	苦情解決窓口の充実			①	総合オンブスマンの開設		

だい しょう ほんし ふくし げんじょう
第2章 本市における福祉の現状

第2章 本市における福祉の現状

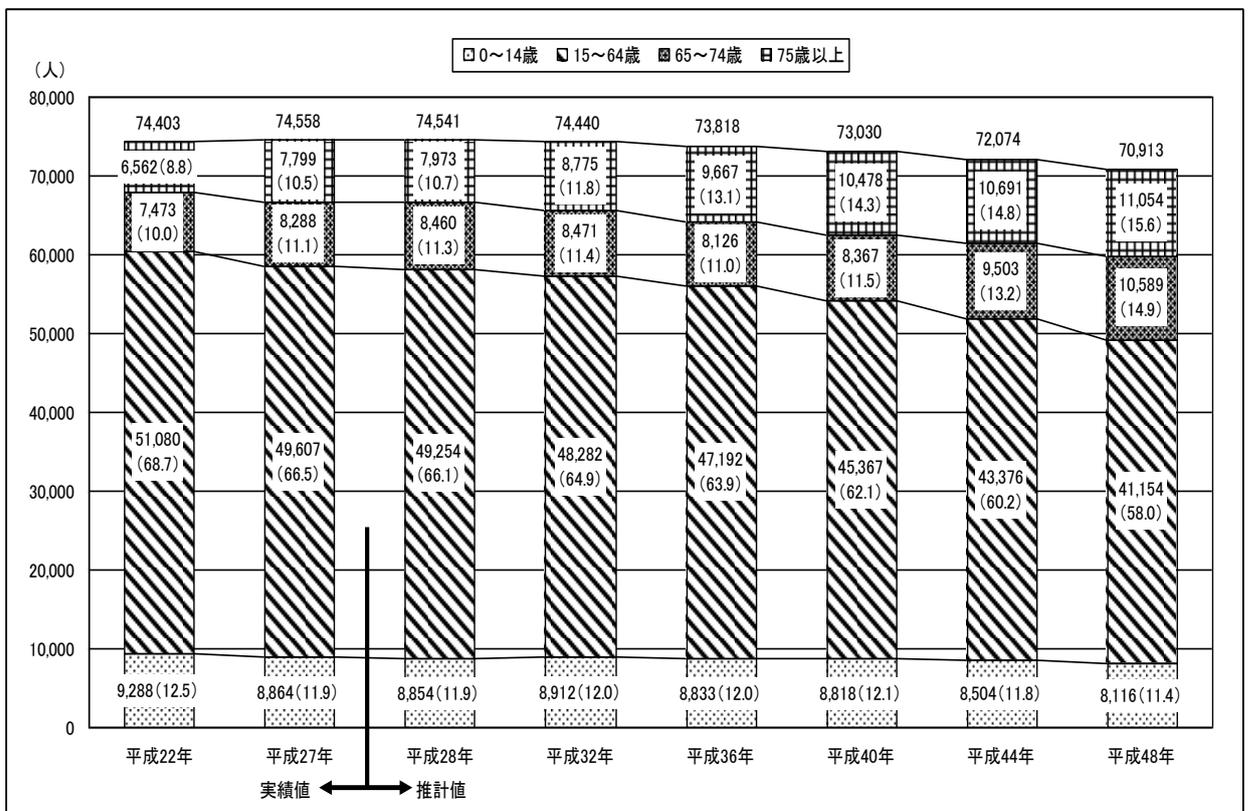
1 人口・年齢分布の現状と将来人口予測

国立市の人口は平成27(2015)年1月1日現在、74,558人(外国人住民を含む)であり、5年前と比較すると微増しています。日本全体で見ると、すでに人口は減少に転じていて、国立市でも、今後人口は緩やかに減少すると見込んでいます。

また、国立市の65歳以上の人口(老年人口)は、平成27(2015)年1月1日現在、16,087人で、高齢化率は、21.6%となっています。今後、平成36(2024)年度には24.1%前後になることが見込まれます。

一方、15歳未満の人口(年少人口)は、平成27(2015)年1月1日現在、8,864人で、総人口に占める割合は、11.9%となっています。今後平成40(2028)年度までは8,800人前後を維持すると見込まれます。

国立市の将来人口推計



(資料: 政策経営課)

2 市民生活の現状

(1) 家族類型から見た世帯の推移

世帯総数に占める「単独世帯(世帯員が一人だけの世帯)」の割合は、平成22(2010)年には44.0%でありましたが、平成27(2015)年は40.8%と微減しています。「夫婦のみの世帯」、「男親と子どもの世帯」、及び「女親と子どもの世帯」の割合は、微増傾向にあります。

年	しょうわ 昭和60 (1985)	へいせい 平成2 (1990)	へいせい 平成7 (1995)	へいせい 平成12 (2000)	へいせい 平成17 (2005)	へいせい 平成22 (2010)	へいせい 平成27 (2015)
せたいそうすう 世帯総数	24,004	25,329	28,191	32,026	33,195	35,721	34,019
たんどくせたいすう 単独世帯数	7,611	8,766	10,828	12,827	13,939	15,732	13,906
ふうふ 夫婦のみの世帯	2,976	3,559	4,452	5,477	5,815	6,194	6,338
おとこ おや 男親と子ども の世帯	221	248	308	340	362	409	405
おんな おや 女親と子ども の世帯	1,329	1,428	1,577	1,916	2,047	2,308	2,428
たんどくせたい わりあい 単独世帯の割合	31.7%	34.6%	38.4%	40.1%	42.0%	44.0%	40.1%
ふうふ 夫婦のみの世帯 の割合	12.4%	14.1%	15.8%	17.1%	17.5%	17.3%	18.6%
おとこ おや 男親と子ども の世帯の割合	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%
おんな おや 女親と子ども の世帯の割合	5.5%	5.6%	5.6%	6.0%	6.2%	6.5%	7.1%

※単独世帯とは、世帯員が一人だけの世帯をいう。資料：国勢調査(平成27(2015)年は確定値)

(2) 自治会の組織数

市内には、市が把握する自治会・町内会が73組織あり、地域での相互扶助活動などを行っています。しかし、地域によっては、自治会・町内会がないところもあります。

また、自治会・町内会加入率世帯は、25.0%となっています。何らかのコミュニティに入って活動している市民は26.2%です。

(3) 市内のNPO法人数

平成29(2017)年2月23日現在、55団体が市内で活動しています。そのうち「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」を行っているのは、33法人となっています。

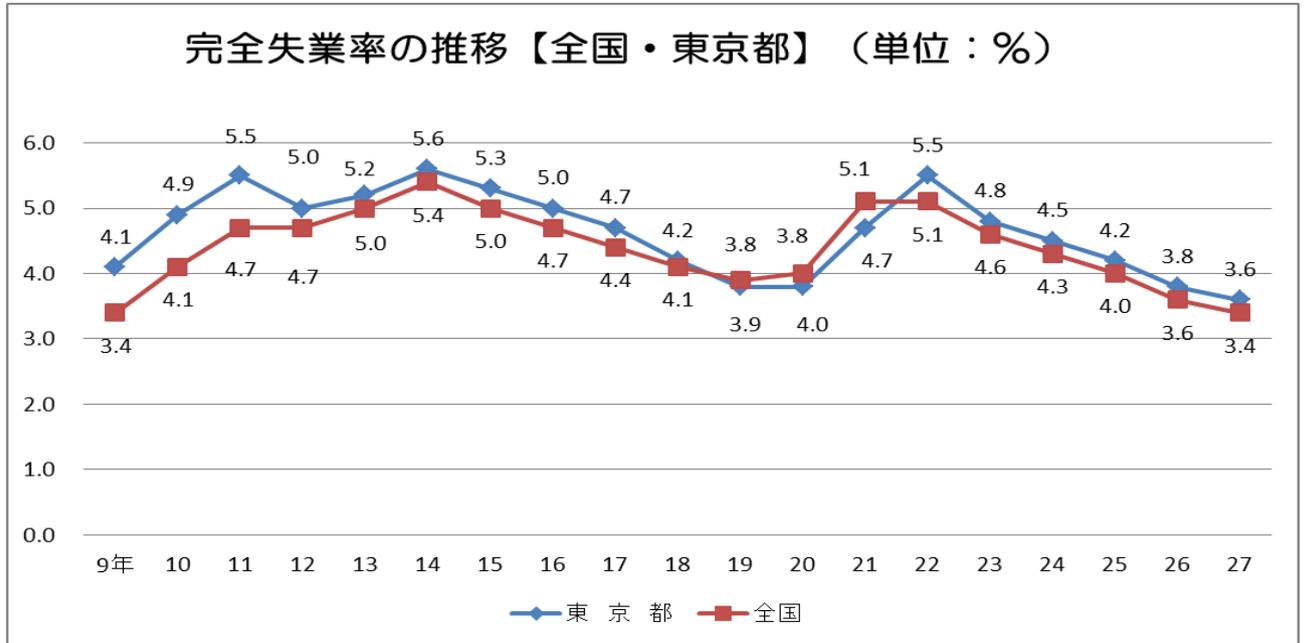
(4) 地域を支える団体等

市内には、地域を支える様々な団体があり、市民の要望や相談に応じて活動しています。福祉に関係する主な団体は、民生委員・児童委員協議会、保護司会、日本赤十字奉仕団、育成会、防犯協会などがあります。

3 支援が必要な方の現状

(1) 完全失業率の推移（全国・東京都）

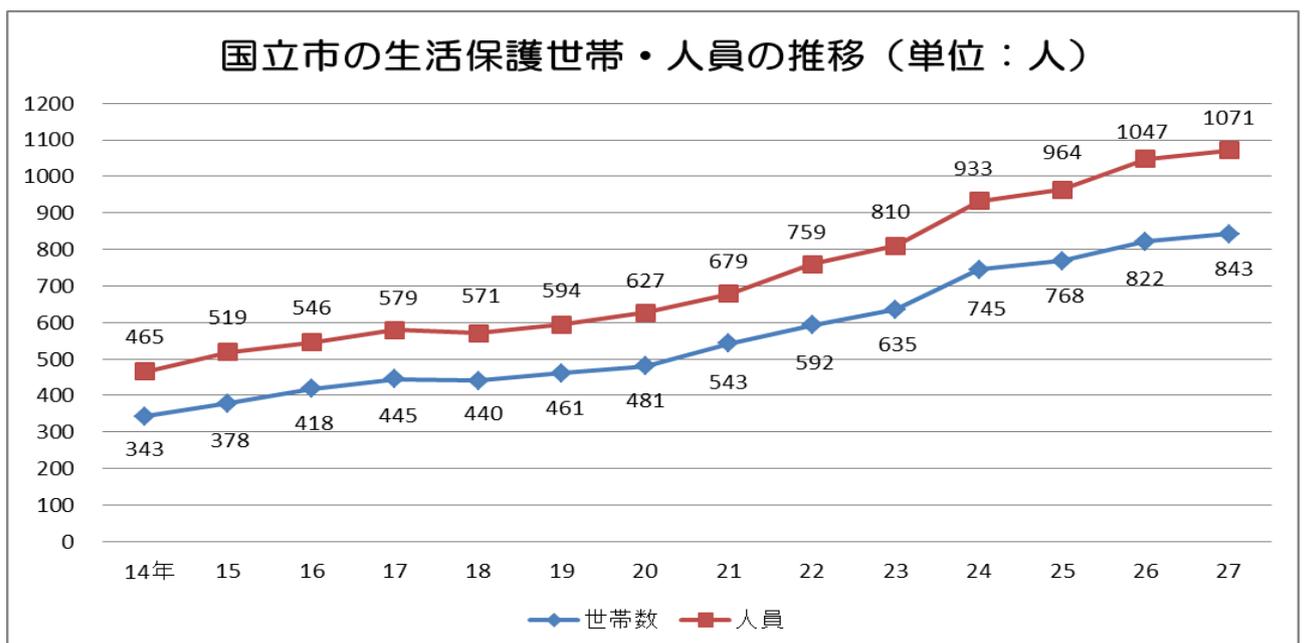
平成23(2011)年以降は、失業率は少しずつ改善してきており、平成27(2015)年の東京都における完全失業率は3.6%と改善傾向となっています。



(2) 生活保護世帯

資料：総務省「労働力調査」

国立市における生活保護世帯は、平成24(2012)年には745世帯でしたが、平成27(2015)年には843世帯と、98世帯の増加となっています。特に、高齢社会の進展の影響もあり、急激に増加しています。



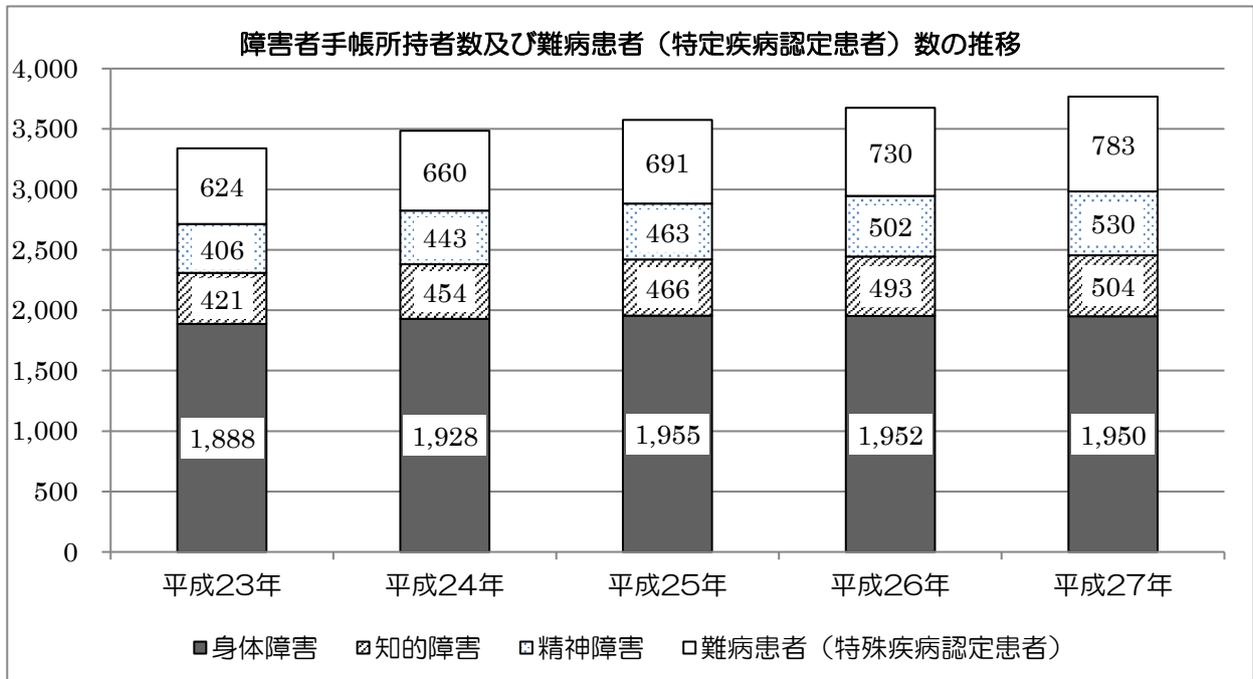
資料：福祉総務課

(3) 認知症高齢者

平成27(2015)年1月1日現在の国立市における65歳以上の認知症高齢者は、1,579人となっています。その内、単身世帯は398人となっています。今後は、高齢化率の上昇に伴い、認知症高齢者の増加が予想されます。

(4) しょうがいのある人の人数

平成27(2015)年4月1日現在の国立市におけるしょうがい等をお持ちの方の人数は、身体・知的・精神しょうがいしゃと難病¹患者を合わせての延べ3,767人で、しょうがいのある人の延べ人数は年々増加しています。

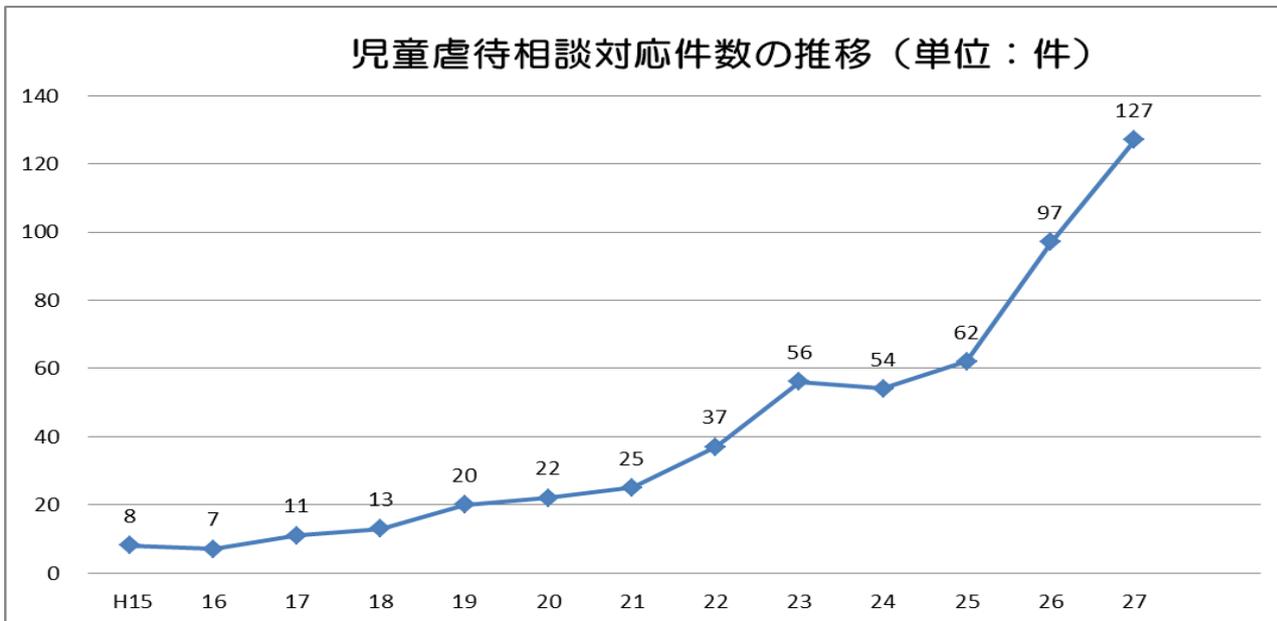


資料：統計くたち（平成27(2015)年度）・しょうがいしゃ支援課

(5) 児童・高齢者・しょうがいしゃへの虐待

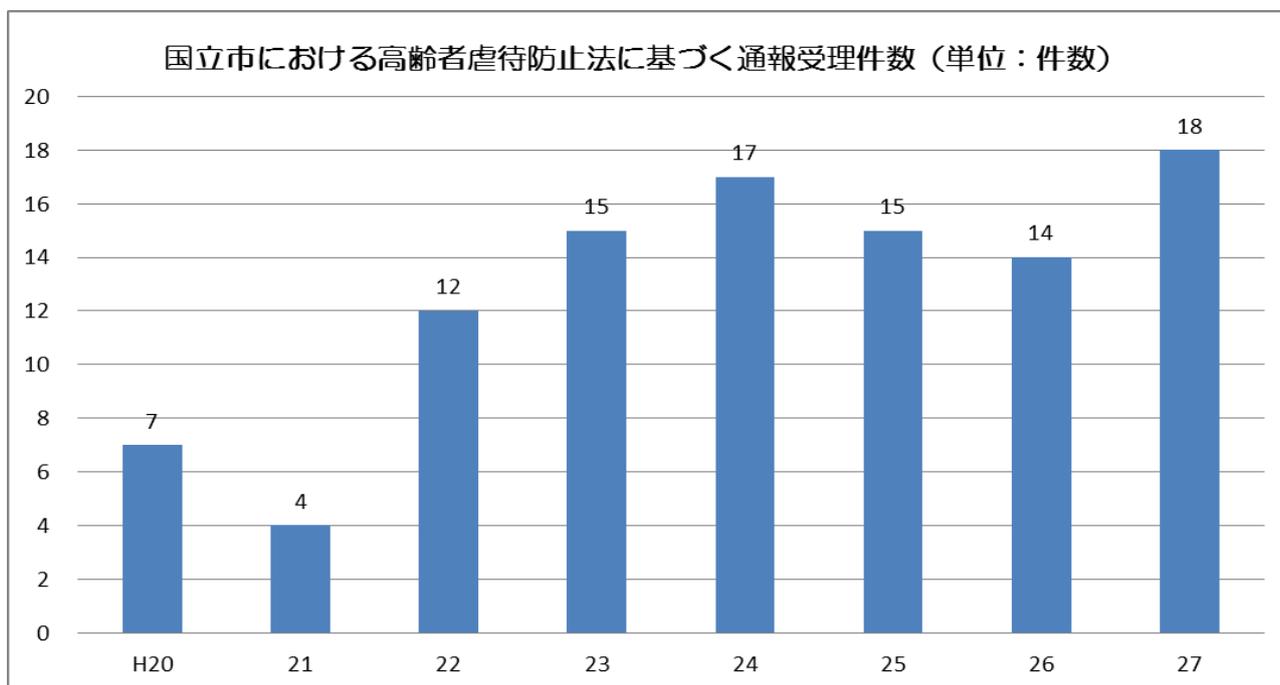
国立市子ども家庭支援センターによる児童に対する虐待相談対応件数は、平成23(2011)年度に56件でありましたが、平成27(2015)年度には127件で、継続的に相談に件数も含まれますが、約2.5倍と急増しています。虐待の内容では心理的虐待が最も多く、次に身体的虐待となっています。また、年齢別で比較すると小学生に対する虐待が増加しています。

¹ 難病：原因不明、治療法未確立で、後遺症の恐れが少なくない疾病、又は経過が慢性にわたり、単に経済的のみならず、家族の人的・精神的な負担が大きい疾病として厚生労働省が指定したものを。平成29(2017)年4月1日現在、330の疾病が指定されている。



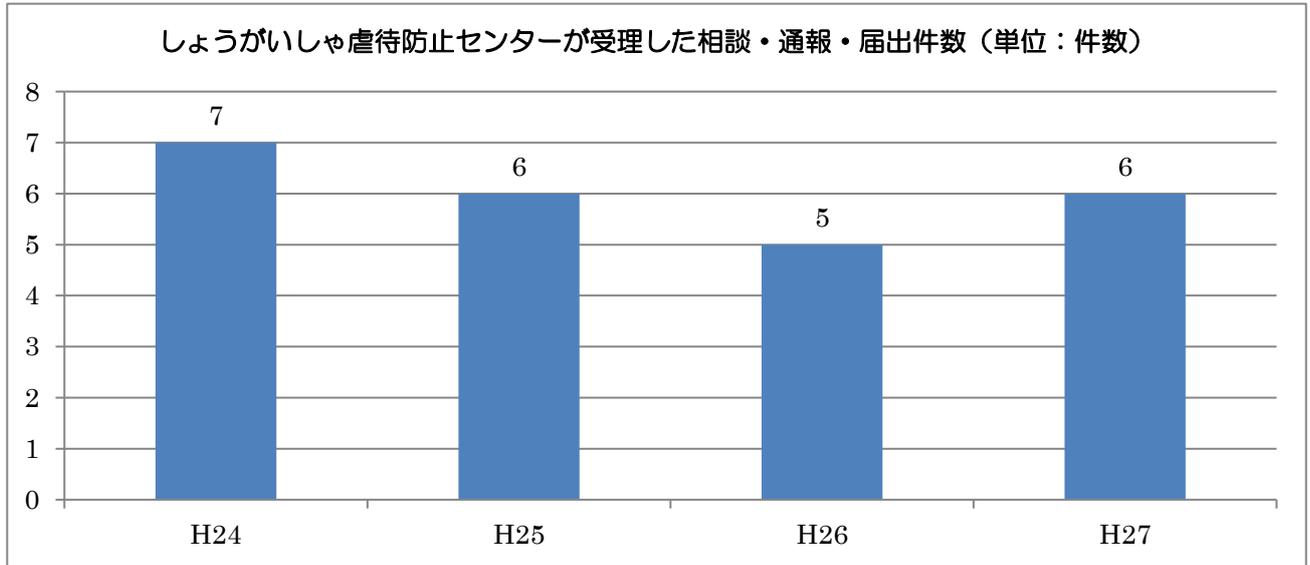
資料：国立市子ども家庭支援センター

高齢者支援課による虐待防止法に基づく通報受理件数は、平成25(2013)年は15件、平成26(2014)年は14件、平成27(2015)年は18件となっています。



資料：高齢者支援課

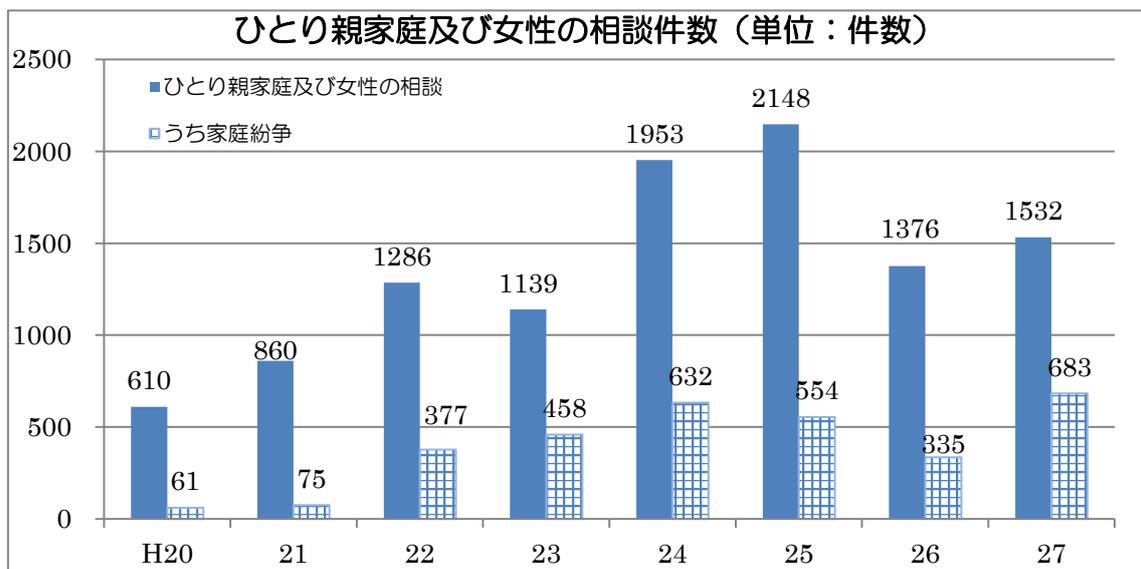
しょうがいしゃ虐待防止センターに寄せられた、相談・通報・届出件数は、平成25(2013)年は6件、平成26(2014)年は5件、平成27(2015)年は6件となっています。



資料：しょうがいしゃ支援課

(6) ひとり親家庭及び女性の相談件数

ひとり親家庭及び女性の相談件数は、平成25(2013)年度に2,148件でありましたが、平成27(2015)年度には1,532件となっています。相談の内容は、住宅、医療・健康、家庭紛争、就労、家事援助、その他生活一般、児童、資金貸付、その他となっています。その内、DV¹等を含む「家庭紛争」は、平成25(2013)年度554件が、平成27(2015)年度には683件となっています。



資料：事務報告書

¹ DV：ドメスティック・バイオレンス。配偶者、パートナー等、親密な関係にある者から支配的に振るわれる暴力のこと。単に身体的な暴力に限らず、言葉の暴力、物の破壊、過度な経済的制限、性的な行為の強要なども含まれる。

(7) ひきこもり

国立市では平成27(2015)年度に「若年者を中心とした就労や自立などに関する基礎調査※1」を実施し、「結果報告書」にまとめました。

「ひきこもり」状態に当てはまる人が「自分自身、または家族の中にいる」と回答したのは21人(5.8%)で、該当者の状況は、50歳代が7人、20歳代が5人、30歳代と60歳代以上が4人、40歳代が2人、小・中学生が1人となっています。きっかけは「病気や体調の変化」が7件、「うつ病」が2件、「就職活動」が2件となっており、10年以上の長期にわたるケースも4件となっています。

「近所の人や親戚・知人にいる」と回答したのは61人(17.0%)で、その内訳は、20歳代が21人、30歳代が17人、40歳代が14人、小・中学生が11人となっています。きっかけは、「仕事に関すること」が11件、「いじめ」が6件、「不登校(いじめによる不登校を含む)」が5件、「しょうがいや病気」が5件、「うつ病」が3件、「人間関係」が3件などで、10年以上の長期にわたるケースも16件となっています。

一方、東京都の「平成19年度若年者自立支援調査研究報告書※2」によると、15~34歳の若年者で「ひきこもり」の状態にある者は約2.5万人(0.72%)と推計されています。

また、内閣府が平成22(2010)年に実施した「若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)※3」によると、15~39歳の若年者で「狭義のひきこもり」は23.6万人(0.61%)、広義のひきこもり(ひきこもり群)は69.6万人(1.79%)と推計されています。

平成29(2017)年1月1日現在の国立市の15~34歳人口は17,320人で、東京都の調査結果0.72%を乗じると125人となります。また、15~39歳人口は22,397人で、内閣府の調査結果0.61%を乗じると137人となります。

市の調査では、該当者が同居家族であるかは不明であり、重複の可能性もあることから、国立市内での出現率を算出することは難しく、東京都や内閣府の調査とは調査手法や設問が異なることから比較はできません。

「ひきこもり」の定義

厚生労働省：

仕事や学校に行かず、かつ、家族以外の人との交流をほとんどせず
に、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態」のことであり、
時々買い物などで外出することもあるという場合も含む。(国立市の
調査ではこの定義を使用している。)

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」では総世帯数の
0.5%、約25.5万世帯と推計されている。

※2 東京都「平成19年度若年者自立支援調査研究報告書」：

普段の過ごし方の設問で「自室からほとんど出ない」「自室からは出
るが家からは出ない」「近所のコンビニなどには出かける」「趣味に関
する用事のときだけ外出する」のいずれかを選択し、専業主婦、妊婦
など「ひきこもり」と明らかに異なる回答を除く。

※3 内閣府「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態
調査）」：

・狭義のひきこもり：「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには
出かける」「自室からは出るが、家からは出ない」「自室からほとんど
出ない」に該当した者

・準ひきこもり：「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の
ときだけ外出する」に該当した者

・広義のひきこもり：「狭義のひきこもり」と「準ひきこもり」の合計。

但し、ひきこもり群に該当する状態となつて6か月以上の者のみを
集計。「現在の状態のきっかけ」で統合失調症または身体的な病気
と答えた者、自宅で仕事をしていると回答した者、「ふだん自宅にい
るときによくしていること」で「家事・育児をする」と回答した者を除
く。

出典：※1 国立市「若年者を中心とした就労や自立等に関する基礎調査」

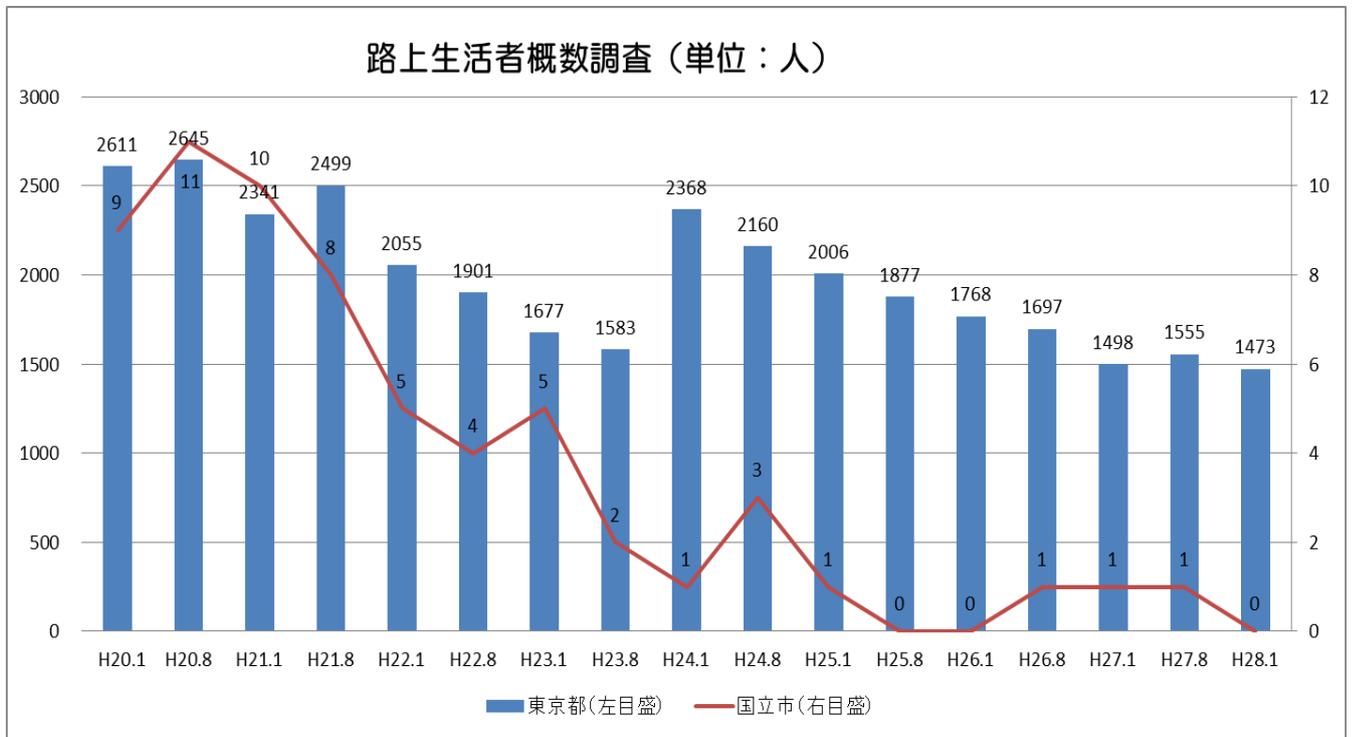
※2 東京都「平成19年度若年者自立支援調査研究報告書」

※3 内閣府「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」

(8) ホームレス

毎年1月及び8月に道路、公園、河川敷及び駅舎等の路上生活者の概数調査を行っています。この調査は、該当月の昼間の1日を選択し、目視による確認を行っています。

平成25(2013)年1月の調査では、国立市では1人、東京都では2,006人の路上生活者が確認されています。平成28(2016)年1月には、国立市で0人、東京都で1,473人となっています。減少の主な理由として、国や東京都のホームレス対策等の充実やNPOなどの民間機関の支援活動があげられます。

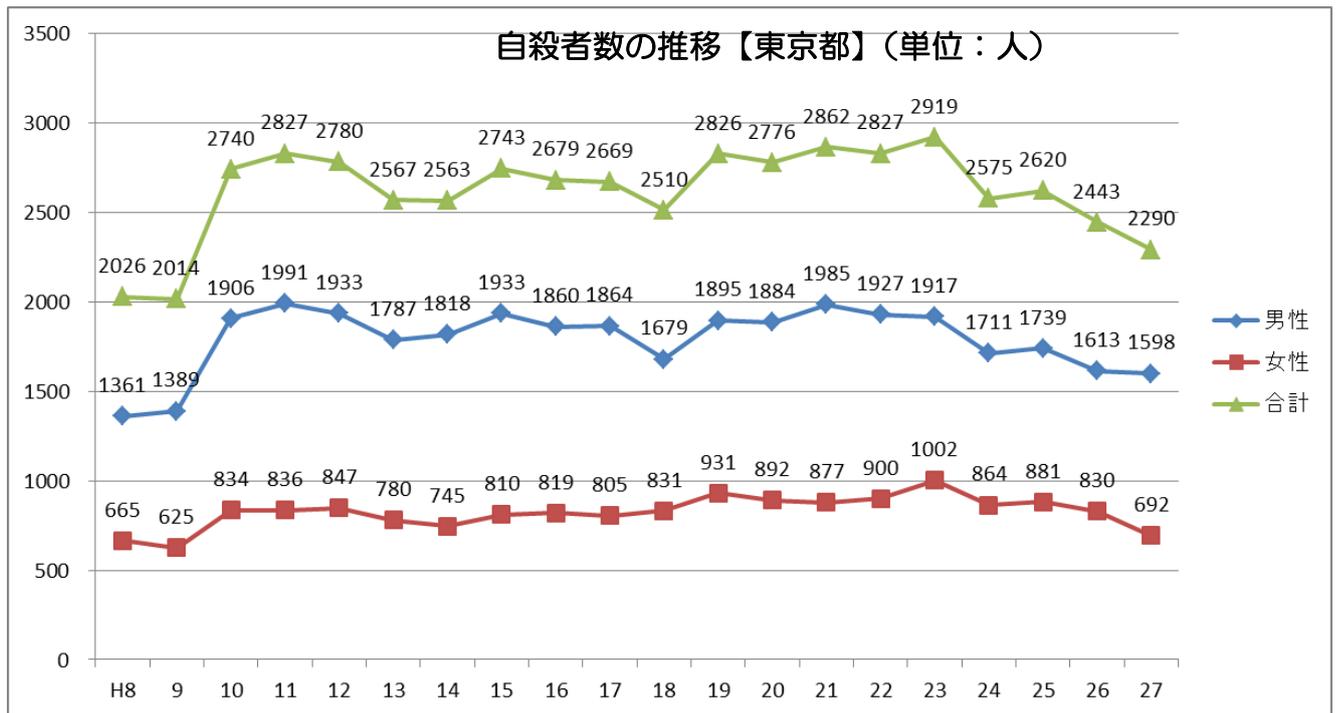


資料：路上生活者概数調査

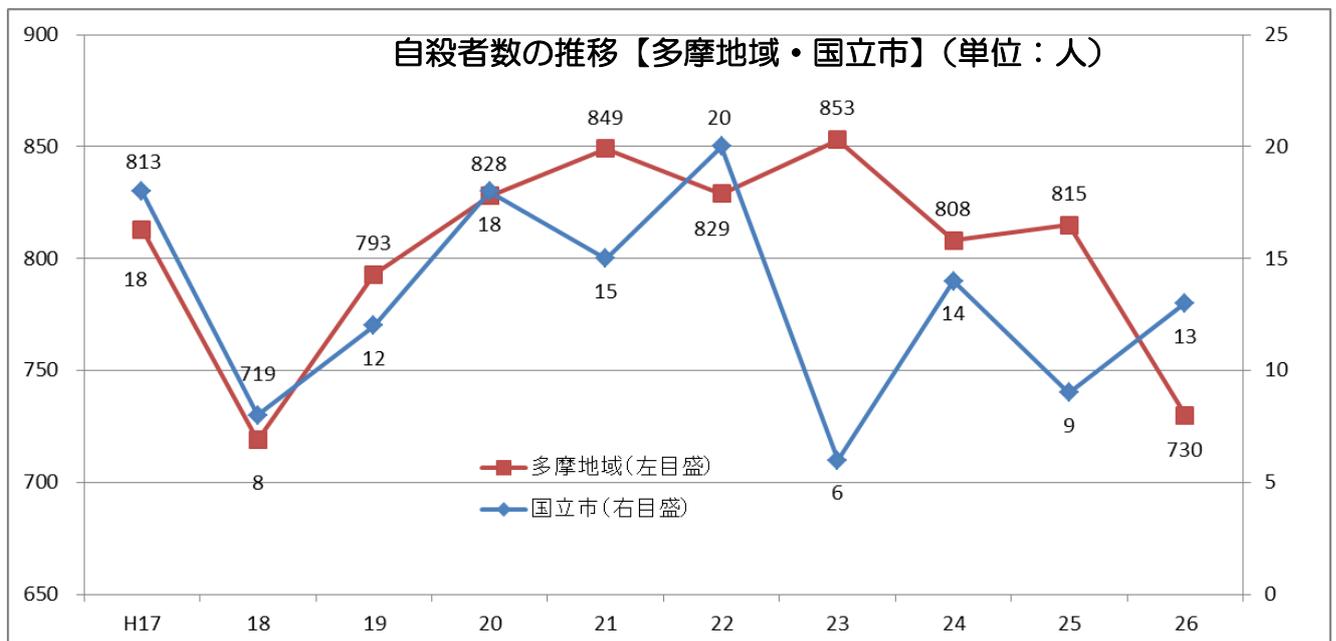
(9) 自殺者数の推移

自殺者数の推計によると平成22(2010)年以降連続した自殺者減少の背景には高齢自殺者数の減少、失業率の改善、自殺原因動機別の各種相談窓口の充実が考えられます。

多摩地域においては、平成22(2010)年と平成26(2014)年を比較すると自殺者数は約100人減少しています。また、国立市では7名減少しています。



資料：東京都福祉保健局総務課



資料：東京都福祉保健局総務課

4 福祉総合相談窓口の受付状況

平成28(2016)年度の福祉総合相談の相談者数は、383人でした。相談者の数は増加傾向にあり、特に生活困窮に関する相談が増えています。また、他課へ市民の方を案内した件数は、2,952件でした。

福祉総合相談件数		(単位：件)		
年度		平成26(2014)	平成27(2015)	平成28(2016)
区分		年度	年度	年度
相談	来所	226	251	235
	電話	70	83	113
	他部署	-	-	33
	H P	-	-	2
	合計	296	334	383
性別	男性	141	167	177
	女性	153	165	206
	その他	2	2	0
	合計	296	334	383
(複数にまたがる場合あり)	相談内容			
	高齢	59	37	36
	しょうがい	56	63	44
	女性・子ども	20	14	22
	成年後見	14	7	6
	生活相談	55	35	8
	生活困窮	114	165	235
	安否確認	16	5	1
	その他	97	77	110
合計	431	403	462	

資料：事務報告書

5 市内の空き家の現状

空き家は今後の地域福祉の拠点等として利活用が期待される一方、管理状態のよくない空き家が地域の環境や安全・安心に悪影響を及ぼす可能性もあります。平成29(2017)年3月にとりまとめられた「国立市空き家等実態調査」によると、市内には空き家候補が210棟確認され、そのうち放置すると著しく危険であったり景観を損なったりする特定空き家候補が93棟確認されています。

6 第1次計画の評価

(1) 評価方法

第1次計画で策定された施策について、平成23(2011)年度から平成26(2014)年度までの実施状況を確認し、担当課において中間評価を行いました。その後、国立市地域保健福祉施策推進協議会において、担当課の中間評価を元に、協議会として評価を行いました。

(2) 評価指標

A：充実させる B：継続させる C：見直しを行う

(3) 評価結果

① 人を大切にし、支え合う地域づくり

【施策の方向】

[協働による地域福祉の実現][福祉関係機関・事業者間の連携]

[福祉サービスの質の向上][相談・権利擁護事業の充実]

評価指標	項目数	割合%
A	12	36.4
B	17	51.5
C	4	12.1
小計	33	100.0

【協議会における主な意見】

・民間やNPO団体への福祉サービスの事業の委託に関しては、結果直営のほうが効率的な場合もあるので、総合的に判断。

・市民向けのソーシャルインクルージョン研修や、市職員に対する、しょうがい当事者との研修は、より充実していく方向で検討してほしい。

・地域包括支援センターの時間外対応相談窓口については非常に大切で助かっている。続けてほしい。

・計画の策定委員会、施策を評価する推進協議会、当事者参加の自立支援協議会¹、それぞれの会議の役割を明確にしてはどうか。

¹ 自立支援協議会：障害者総合支援法第89条の2に基づいて設置されている協議会。国立市では、しょうがいのある方やその家族、障害福祉サービスを提供している事業所などが集まり、連携を取りながら、地域で生活する仕組みを協議する協議会として運営している。

【第2次計画に向けた課題】

- ・福祉マップ等の作成に関して、全市的に展開できるよう手段・手法を含め検討。

② 安全で安心できる地域づくり

【施策の方向】

[バリアフリーのまちづくり][防災・防犯に強い地域づくり]

[支援が必要な方へのサービスの充実][健康づくりの推進]

評価指標	項目数	割合%
A	29	64.4
B	13	28.9
C	3	6.7
小計	45	100.0

【協議会における主な意見】

・市報音訳版や防災マニュアルの音訳版があるが、担当課や各学校にはない。図書館に行かないと入手できないというのは非常に不便なので改善してほしい。

・震災時、しょうがいを持った方は、一般の方と一緒に避難生活を送ることが難しい面もある。福祉避難所の充実を望む。また、看護職、介護職などの専門職の確保も重要である。

・しょうがい福祉サービスの夜間緊急対応については、早急な実現をもと求める。

【第2次計画に向けた課題】

・福祉避難所¹について、避難所数を増やす方策をとるとともに、地域の避難所でも困難を抱えた人を受け入れられる体制整備を検討。

・福祉有償運送²を含め、市内の福祉的交通の充実を検討。

1 福祉避難所：通常の指定避難所での生活が難しい要配慮者が利用する施設。災害時に高齢者やしょうがいしゃ等の緊急一時受入について市と協定を締結している。

2 福祉有償運送：道路運送法第79条に規定される移送手段。運輸支局に登録をしたNPO等が自家用自動車を用いて、主に高齢者やしょうがいしゃ等の移動制約者を安価に移送する福祉サービス。

③ その人がその人らしく生きられる地域づくり

【施策の方向】

[社会参加の推進][あらゆる世代の居場所・拠点づくり][自立生活をめざす教育と活動の充実][自立生活を実現するための就労支援]

ひょうかじひょう 評価指標	こうもくすう 項目数	わりあい 割合%
A	15	71.4
B	2	9.5
C	4	19.1
しょうけい 小計	21	100.0

【協議会における主な意見】

・受験生チャレンジ支援については、より広く広報するようにお願いしたい。

・福祉会館などの貸室運営に関しては、より利用しやすいよう柔軟な対応を望む。

・地域集会所などは、バリアフリー化が進んでいない施設もあるので、対応をお願いしたい。

・人権教育について、「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例」や、「もっとわかりやすい 国立市しょうがいしゃ計画」を教材に使うかどうか？また、中学校の総合的な学習の時間における職場体験学習でも、施設だけでなく地域で自立生活しているしょうがいしゃとも関わることを検討してほしい。

・大学等と連携した福祉に関する学習と福祉に関する意識の醸成については、早急に検討してほしい。

【第2次計画に向けた課題】

・会議室等の貸し出し事業については、国立市公共施設等総合管理計画の中でどのように充実させていけるか検討。

・人権教育については、より広い内容でどのように充実させていけるか検討。

だい しょう ふくししさく かんが かた
第3章 福祉施策の考え方

第3章 福祉施策の考え方

1 公助・共助・互助・自助

市民の暮らしを支え、全ての人が地域であたりまえに暮らせる社会をつくることは、公助の役割です。一方で、市民一人ひとりが自分らしい暮らしを地域で送るためには、公助・共助・互助・自助それぞれが、お互いの役割を理解し、関連しながら、効果的に機能することが重要です。

① 公助

公助とは、税金を財源として公的福祉サービスを提供することをいいます。生活に困窮している方に対する支援（セーフティネット）のほか、公的責任として、人権擁護や、いじめ・DV・虐待対策なども該当します。

② 共助

共助とは、制度化された相互扶助のことをいいます。

介護保険や医療保険に代表される社会保障の仕組みが該当します。

③ 互助

互助とは、家族や友人、近隣の人やサークル仲間など、個人的に近い関係性の方が、それぞれが抱える生活課題を相互に助け合って解決する力をいいます。

自治会などの地縁組織の活動、住民同士の気かけ合いや助け合い、NPOやボランティア団体による支援などが該当します。

④ 自助

自助とは、自分で自分を助けることです。例えば、健康維持や介護予防のために検診を受けたり、定期的な運動を行う、災害に備えて食料や水を備蓄しておく、など自発的に自身の生活課題を解決する力をいいます。また周囲に、助けてもらいたい、と自身の困りごとを発信できる力も自助に含まれます。

ちいきせいかつ おく 地域生活を送るにあたり 基礎となるものは「自助」です。自助の原点は、
みすか い かた じぶん かんが せんたく 自らの生き方を自分で考え選択することにあります。自分らしく暮らし
つづ じぶんじしん そな せいかつ じぶん 続けるためには、自分自身の備えやどのような生活が自分らしいのか自分
じしん かんが せんたく もっと じゅうよう 自身が考え選択することが最も重要です。しかし、実際生活するうえ
じぶん ちから じじよ げんかい 公助
きょうじよ は やくわり ひじょう じゅうよう いっぽう 公助 共助
せいかつ ほしょう しえん おこな かぞく ゆうじん しゅうい が生活の保障や支援を行いながら、家族や友人など周囲のサポートが
じゅうじつ ほんにん きゅうおーえる くおりてい おぶ らいふ せいかつ しつ こうじょう 充実することが、本人のQ o L (Quality of Life=生活の質)を向上
けっか させる結果につながります。

そのため、この地域福祉計画では、従来の「公助」及び「共助」の充実
はか じぶん ちいき く せんたく を図るとともに、「自分らしさ」「地域での暮らし」を選択できるよう、
じじよ こじよ ちから はっき かんきょう ちいき はぐく 自助・互助が力を発揮できる環境づくり、つまり「地域を育むこと」
こうじよ きのう ひと いちづ しさく かんが も公助の機能の一つに位置付け、施策を考えています。

2 社会構想としての地域包括ケアの実現

現在、75歳以上高齢者は、全国で約1,700万人（総人口の13.4%）いるとされており、約7.5人に1人が75歳以上の高齢者です。団塊の世代が全て75歳を迎える平成37(2025)年には、2,100万人以上となることが予想されており、またそれに伴い、認知症患者数は約470万人まで増えると予想され、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。これを2025年問題と呼び、対応が求められています。

厚生労働省では、これに対応するため、地域の包括的支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を目指しています。

地域包括ケアシステムとは、重度の介護状態になっても、自分の選んだ地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムのことです。

包括的なケアシステムを円滑に運用するためには、行政（公助・共助）に加え、地域資源（互助）とともに、市民自らの力（自助）を高めていくことが求められています。また、一人ひとりの生活困難を解決していくためには、「個別支援」とともに、その個別支援をスムーズに展開できるよう、地域社会の人々の合意形成や支え合いの地域づくりなどの「地域支援」が必要です。

市では、一人ひとりの「個別支援」「地域支援」については「地域ケア会議」で協議するとともに、市全体の課題については「介護保険運営協議会」において、在宅療養体制及び認知症対策については「在宅療養推進連絡協議会」において、そして地域の生活支援体制整備については「生活支援整備体制研究会」においてそれぞれ協議してきました。

今後も、この取り組みを継続し、さらに推進し、「24時間安心安全のまち くにたち」の実現を目指します。

また、市民一人ひとりが、自分の選んだ地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう行政が必要な支援を一体的に提供するという地域包括ケアの概念は、高齢分野だけにとどまるものではありません。今後その概念を広げ、しょうがいがあっても、あるいは生活困窮などの

日常生活に困難を抱えるようになって、一人ひとりが自分の選んだ地域で、自分らしい暮らしを続けることができる「社会構想としての地域包括ケア」を推進していきます。

～みんなで支えるまちづくり～



- 市の地域包括ケア 4つの規範
1. 安心して豊かな暮らしを続けることができる
 2. 地域社会に参加できる
 3. 認知症や重度要介護でも住み続けることができる
 4. 一人暮らしでも住み続けることができる

3 総合相談窓口の重要性

さっこん しゃかいもんだいか こりつし ぶく ひんこん ぎゃくたい とう
昨今、社会問題化している孤立死¹を含め、貧困、虐待、ひきこもり等
こんなん かだい どうじ かか じれい ぶ ぶくごうてき
の困難な課題を同時に抱える事例が増えています。このような複合的な
かだい かか かた ほんにん しえん ひと まどぐち そうだん
課題を抱えている方は、本人も、また支援する人も、どこの窓口に相談し
たらいいかわからない、またはそもそも制度の狭間であり、これまでの
そうだん しえん し く たいおう たてわ ぎょうせい じゅうぶん
相談支援の仕組みでは対応しきれないなど、縦割りの行政では十分な
かいけつ こんなん
解決は困難でした。

このため市では、平成25(2013)年1月に「国立市福祉総合相談窓口
ぎょうむけんとうかい た あ しゅそ ふめいかく そうだん かいけつ かだい ぶくすう
業務検討会」を立ち上げ、「主訴が不明確な相談」や「解決すべき課題が複数
の課にまたがる相談」を包括的に受け付ける福祉総合相談窓口の設立を
か そうだん ほうかつてき う つ ぶくし そうごう そうだん まどぐち せつりつ
検討し、平成26(2014)年4月より、福祉総合相談「ぶくぶく」窓口とし
て、事業を開始しました。

ぶくぶく窓口では、市民からの相談について、解決の目途が立つまで、
また たんとうぶしょ つな しえん けいぞく そうだんしゃ うご
又は担当部署と繋ぐまで支援を継続し、相談者を動かさない「ワンストップ」
のサービスを提供するとともに、複合的な課題については、庁内組織
ていきょう ぶくごうてき かだい ちょうないそしき
と横断的に連携して課題を共有し、精度の高い支援を提供しています。

さらに、平成29(2017)年7月より、子ども総合相談窓口「くにサポ」
かいせつ こ こそだ しえん かん ほうかつてき そうだんまどぐちきのう
を開設し、子ども・子育て支援に関する包括的な相談窓口機能とともに、
しゅうさんき せいねんき きめ しえんたいせい せいび
周産期²から青年期まで切れ目のない支援体制を整備しています。

また、住民とともに、人々の多様なニーズを把握し、地域生活の中で
ほんにん よ そ しえん せんもんじんざい せんざい じゅうよう し
本人に寄り添って支援していく専門人材の存在も重要です。市では、
くにたちししゃかいぶくしきょうきかい れんけい
国立市社会福祉協議会と連携し、コミュニティソーシャルワーカー
しーえすだぶりゅー はいちじきょう へいせい ねんど かいし げんざい しな
(CSW)³配置事業を、平成27(2015)年度から開始し、現在は市内
ぜんいき めいはいち しーえすだぶりゅー ちいき なか はい ちいきじゅうみん
全域に3名配置しています。CSWは地域の中に入って、地域住民と
きょうどう ちいき ひと と く
協働し、「地域づくり」や「人のつながりづくり」に取り組むとともに、
ぶくしかだい かか かた かた よ そ ひつよう しえん
福祉課題を抱えている方については、その方に寄り添い、必要な支援につ
なげる活動^{かつどう}をしています。

¹ 孤立死：孤独死とも。地域社会との繋がりを持たない状態で亡くなり、死後長期間発見されなかった場合を指す。

² 周産期：出産前後の期間。妊娠22週から生後7日未満の期間を指す。

³ コミュニティソーシャルワーカー：略称「CSW」。地域において活動し、支援を必要としている人や地域に対しての援助を通して地域と人とを結びつけたり、生活支援や公的支援制度の活用を調整するための「コミュニティ・ソーシャルワーク」を実践する専門職。

だい しょう ちいきふくしけいかく てんかい
第4章 地域福祉計画の展開

第4章 地域福祉計画の展開

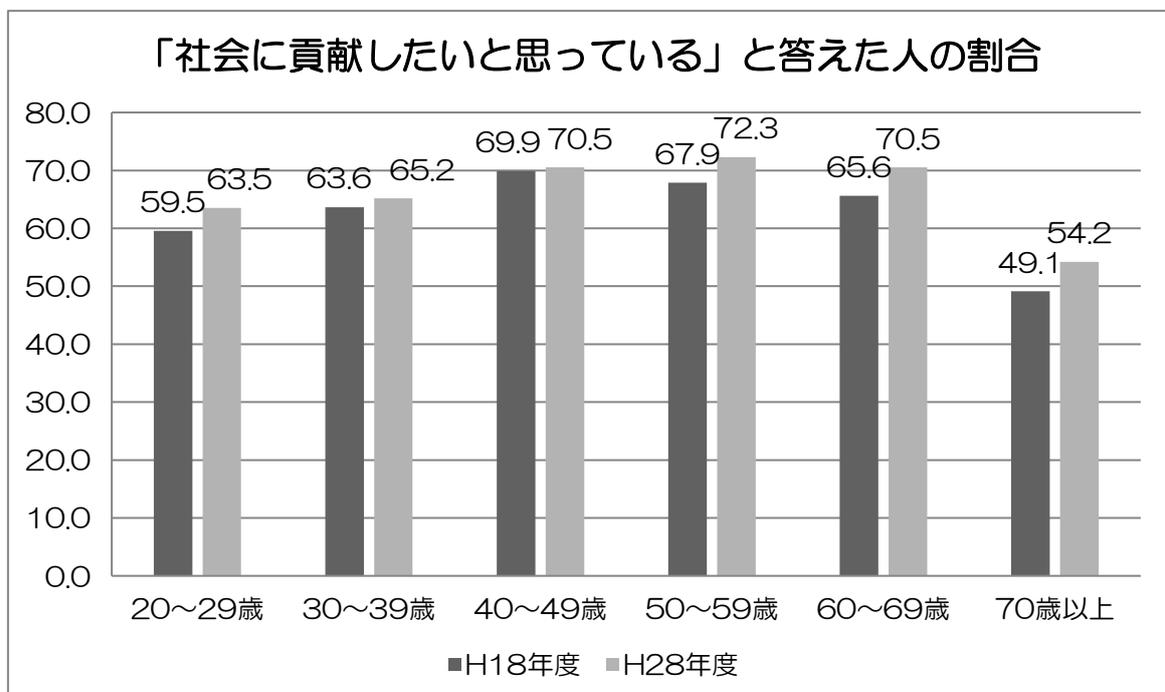
基本目標1 お互いを理解し、共に支え合う地域づくり

(1) 地域資源の発掘・育成

【現状と課題】

少子高齢社会や核家族化の進行を背景としたライフスタイルの変化や価値観の多様化により、地縁を軸とした地域コミュニティは、自治会・町内会の加入率世帯（25.0%）などにみられるように希薄化しており、地域を取り巻く環境は大変厳しいものとなっています。

その一方で、度重なる震災や大規模な洪水などを契機に、社会に貢献したいと考える人の割合は増えています。特に若年世代、および50-69歳の定年を迎える前後の世代で大きく伸びています。



出典：「社会意識に関する世論調査（内閣府）」

しかしながら、地域活動をしたいと思っても、活動するきっかけがない、という人が多くいます。平成26(2014)年6月に実施した、国立市政世論調査によると、市民がグループ活動や地域活動に参加しない理由として、44.9%の方が「参加する機会がなかった」と回答しています。このような現状を受け止め、市として地域に眠る資源（人材・コミュニティ・思い）を発掘し、活躍の場をどのように提供していくか、検討をしていきます。

しきく
【施策】

① ちいきしげん はくくつ いくせい
地域資源の発掘・育成

とりぐみ 取組		じゅうみんしゅたい ちいきはっけん とりぐみ しえん 住民主体による地域発見の取組の支援	しょかんなか 所管課	ふくしそつむか 福祉総務課
内容 内容	けいぞく 継続	ちいき さまざま かつどう だんたい そしきどう きぎょう のうきょうしやとう ふく しゃかい 地域で様々な活動をしている団体や組織等(企業や農業者等を含む)の社会 しげん はあく こうれいしゅ きがる あつ 資源を把握し、高齢者が気軽に集まることのできる場の有用な情報などを、 じゅうみんみずか ちいき ある ちいき し と く しえん 住民自ら地域を歩いて地域を知る取り組みを支援します。		
とりぐみ 取組		にんちしやう ぼうせいこうざ 認知症サポーター ¹ 養成講座	しょかんなか 所管課	こうれいしゅしえんか 高齢者支援課
内容 内容	けいぞく 継続	にんちしやう ただ りかい にんちしやう かた かぞく みまも おうえんしや 認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を見守る応援者となるための、 にんちしやう ぼうせいこうざ かいさい 認知症サポーター養成講座を開催します。		
とりぐみ 取組		しゃかいふくしきぎょうきかい 社会福祉協議会のボランティアセンターとの れんけい 連携	しょかんなか 所管課	ふくしそつむか 福祉総務課
内容 内容	けいぞく 継続	しゃかいふくしきぎょうきかい れんけい あら かつどう にな て 社会福祉協議会のボランティアセンターと連携し、新たな活動の担い手を はくくつ いくせい しえん じゅうじつ 発掘し、育成するための支援を充実させます。		
とりぐみ 取組		ちいきふくしじんざい じょうほうきぎょうゆう 地域福祉人材の情報共有	しょかんなか 所管課	ふくしそつむか 福祉総務課
内容 内容	しんぎ 新規	ちいき かつどう かた だんたい じょうほう かくか れんけい じょうほう きぎょうゆう 地域で活動している方や団体の情報について、各課と連携し、情報を共有 できる仕組みづくりを検討します。		
とりぐみ 取組		こうみんかんこうざ 公民館講座のフォローアップ	しょかんなか 所管課	こうみんかん 公民館
内容 内容	けいぞく 継続	こうみんかんこうざ じゅうこう かた ごじつあつ ば せつてい あたら 公民館講座を受講した方たちについて、後日集まる場を設定したり、新しい かだい かんが 課題について考えてもらうなどのフォローアップを行い、講座を受けるだ けでなく、地域において実践できる取り組みを推進します。		
とりぐみ 取組		あ やたいさく すいしん 空き家対策の推進	しょかんなか 所管課	まちな しょうこうか まちの振興課
内容 内容	けいぞく 継続	あ やとうだいさく すいしん かん とくべつそちほう もと けいかくさくてい ちょうき こべつ 「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、計画策定、調査、個別 たいおう あ やたいさく そうごうてき けいかくてき すいしん 対応など空き家対策を総合的、計画的に推進します。また、あきや かつようほうほう について、今後具体的に検討していきます。		
とりぐみ 取組		きせうち いせうちかつよう すいしん 寄贈地・遺贈地活用の推進	しょかんなか 所管課	ふくしそつむか 福祉総務課 かくしょかんなか 各所管課
内容 内容	けいぞく 継続	し きせうち いせうち とち たてもの きせうち いせうちや いし もと 市に寄贈・遺贈された土地・建物について、寄贈・遺贈者の意思に基づき、 ちいきじゅうみん かた こうりゅう いに ば かつよう けんどう 地域住民の方の交流・憩いの場となるように活用を検討します。		
とりぐみ 取組		シニアカレッジ	しょかんなか 所管課	こうれいしゅしえんか 高齢者支援課
内容 内容	けいぞく 継続	しょうらい せいかつしえん ちいき 将来、生活支援コーディネーター ² など地域におけるリーダーとして活躍し ていただけるよう、かいご にんちしやう 介護や認知症のことはじめ、かいがい せんしんじれい じゅうみん 海外の先進事例や住民 しゅたい かつどう はじ かた さまざま ぶんや けんしゅう じっし 主体の活動の始め方など様々な分野の研修を実施しています。		

1 認知症サポーター：「認知症サポーター養成講座」を受けた者。認知症を正しく理解し、友人や家族に認知症について
の知識を広めたり、困っている方がいたら声をかけたりするなど、できる範囲で認知症の杖となる活動が期待さ
れる。

2 生活支援コーディネーター：国立市第6期介護保険事業計画において位置付けられた。地域の高齢者支援のニーズ
と地域資源の状況を把握し、生活支援・介護予防サービスと地域ニーズを繋いだり、地域で担い手を発掘する役割
を持つ。

② ふくしかつどうきょてん じゅうじつ
福祉活動拠点の充実

とりぐみ 取組	コミュニティ施設の貸し出し事業	所管課	福祉総務課 まちの振興課 公民館 児童青少年課
内容 継続	公共施設等を活用し、市内のサークルや団体が活動しやすい環境を積極的に整備します。		
とりぐみ 取組	空き家対策の推進（再掲）	所管課	まちの振興課
内容 継続	空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、計画策定、調査、個別対応など空き家対策を総合的、計画的に推進します。また、空き家の活用方法について、今後具体的に検討していきます。		
とりぐみ 取組	寄贈地・遺贈地活用の推進（再掲）	所管課	福祉総務課 各所管課
内容 継続	市に寄贈・遺贈された土地・建物について、寄贈・遺贈者の意思に基づき、地域住民の方の交流・憩いの場となるように活用を検討します。		
とりぐみ 取組	矢川公共用地（都有地）の活用	所管課	富士見台地域 まちづくり担当
内容 新規	都営矢川北アパートの建替事業によって生じる空き地について、東京都から借用し、市の複合施設を建設できるよう都に要望しています。複合施設内に、多世代間で交流できるスペースや、会議・イベント利用できる多目的ホールを併設し、地域住民にとって「ふらりと立ち寄りたくなる元気な場」となるよう検討を進めていきます。		

③ ちしき きじゆつ けいけんとう ちいき かつやく きかい ば せっち
知識、技術、経験等をいかし、地域で活躍できる機会、場の設置

とりぐみ 取組	財団3館主催事業	所管課	生涯学習課
内容 継続	指定管理の財団3館（郷土文化館、芸小ホール、総合体育館）主催事業にて、市民が日頃の成果を発表できる場を設けていきます。		
とりぐみ 取組	サークル団体の紹介	所管課	生涯学習課
内容 継続	市HPに「サークル団体紹介」を設け、サークル団体の情報を発信しています。今後、「サークル団体紹介」のHP充実に向け団体からの申請に基づき写真を掲載できるようにし、活動状況を分かりやすくするよう取り組めます。		
とりぐみ 取組	シルバー人材センター	所管課	福祉総務課
内容 継続	事業に寄与するシルバー人材センターに対し、補助金交付を行い、運営を支援していきます。また、市より積極的に仕事の発注を行っていきます。		

④ 福祉人材の確保・育成

とりにくみ 取組	くにたちしかいでしやくいんしよにんしやけんしゆうじゆこうしやせいじぎよう 国立市介護職員初任者研修受講者助成事業	しよかんか 所管課	こうれいしよしえんか 高齢者支援課
ないよう 内容	けいぞく 継続	しないうちの福祉従事者の増加を目的として、国立市民で市内事業所に就業する方を対象に、介護職員初任者研修の受講費の一部を助成します。 こんご ぼしよ だいしやう ひろ 今後、補助の対象を広げていくことができるか検討します。	
とりにくみ 取組	ほいくししゆくしゃかりあ じゆうたくほしよじぎよう 保育士宿舎借上げ住宅補助事業	しよかんか 所管課	じどうせいしやうねんか 児童青少年課
ないよう 内容	しんき 新規	ほいくしよとう しょくいん かりあ じゆうたく かん くにおよ とうきやうと ほしよきん 保育所等が、職員のために借上げた住宅に関して、国及び東京都の補助金を活用し、家賃の一部補助を行います。	
とりにくみ 取組	ふくしじんざい かくほしえん 福祉人材の確保支援	しよかんか 所管課	ふくしそとうむか 福祉総務課
ないよう 内容	しんき 新規	ふくしじんざい かくほしえん ちやうさ おこな けんとう 福祉人材の確保支援について調査を行い検討します。	
とりにくみ 取組	とうきやうわいえむしーえーいりやうふくしせんもんがっこう れんけい 東京YMCA医療福祉専門学校との連携	しよかんか 所管課	ふくしそとうむか 福祉総務課 こうれいしよしえんか 高齢者支援課
ないよう 内容	しんき 新規	とうきやうわいえむしーえーいりやうふくしせんもんがっこう れんけい かくほ ぎやうせい 東京YMCA医療福祉専門学校と連携し、福祉人材の確保のために行政ができることを検討します。	
とりにくみ 取組	ふくしじんざい ていやくしえん 福祉人材の定着支援	しよかんか 所管課	ふくしそとうむか 福祉総務課
ないよう 内容	しんき 新規	ふくしじんざい ていやくしえんさく ちやうさ おこな けんとう 福祉人材の定着支援策について調査を行い検討します。	
とりにくみ 取組	ちいきみつちやくがた ふくし しごと かいさい 地域密着型の福祉のお仕事フェアの開催	しよかんか 所管課	ふくしそとうむか 福祉総務課
ないよう 内容	しんき 新規	しゃかいふくしきやうぎかい とうきやうとふくしじんざい れんけい ちいきみつちやくがた しゆうしよく 社会福祉協議会、東京都福祉人材センターと連携し、地域密着型の就職相談会を開催します。	
とりにくみ 取組	ふくしじゆうじしや だいしやう けんしゆう かいさい 福祉従事者を対象とした研修の開催	しよかんか 所管課	ふくしそとうむか 福祉総務課
ないよう 内容	しんき 新規	しゃかいふくしきやうぎかい れんけい しないうちの福祉事業所の従事者のスキルアップ研修などの実施を検討します。	

(2) 福祉・人権に関する教育と活動の充実

【現状と課題】

地域では様々な課題を抱えている方が暮らしています。そのような方が、地域であたりまえに暮らすためには、その地域に住む方々とお互いに学び合い、理解し合い、お互いが地域で暮らす住民同士として尊重し合える環境が重要です。

市が進める、ソーシャルインクルージョンに基づいた、だれもがあたりまえに暮らせるまちづくりは、そこに暮らす方一人ひとりが、地域における課題や社会福祉活動に対して関心を持ち、情報を共有し、地域の中で課題を抱えている方がいた場合には、排除せずに共に解決に向けて協働するまちを目指しています。

そのためには、地域に住む方の福祉・人権意識の醸成が欠かせません。

市では、公民館での講座や「わくわく塾くにたち」などで福祉・人権に関する生涯学習の機会を提供するとともに、学校教育の場において、「総合的な学習の時間」や「職場体験学習」を通じて、しょうがいしゃや高齢者との交流体験を実施しています。

今後、小学校・中学校の9年間で、「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例」などを題材にした学習機会を設けるなどし、しょうがいを持つ人があたりまえに地域にいることを学んでもらい、高校・大学等に他の地域から入学してきた若者には、国立市が行う「だれもがあたりまえに暮らすまちづくり」を理解してもらえるよう努めます。このような若者の育ちを通じた継続的な取り組みによって、共に生きることがあたりまえという心を持った担い手を育てることを目指します。

また、平成27(2015)年度より市長室に男女平等・平和・人権担当を新設し、広く人権について考えるイベントなどを開催してきました。

今後は、広く福祉・人権に関する教育の機会を提供をしていくとともに、学ぶだけではなく、学習したことを地域の中で実践できるようなサポート体制を検討していきます。

また、周囲の人の理解や行動も社会的障壁を取り除いていく上では大切なことです。施設や設備を適正に利用することや、困っている人を見かけたときに積極的に手助けするなどの「心のバリアフリー」もよりいっそう推進していく必要があります。

【施策】

① 福祉教育の実施や福祉に関する意識の醸成

とりぐみ 取組	わくわく塾くにたち	しょかんか 所管課	しょうがいがくしゅうが 生涯学習課
内容 内容	継続	市民主催の学習会などに市職員が伺い、市政の現状や課題、政策内容の情報などを分かりやすくお伝えします。	
とりぐみ 取組	こうみんかんこうざ 公民館講座	しょかんか 所管課	こうみんかん 公民館
内容 内容	継続	市民の学習の機会として、公民館で講座、講演会などを開設しています。知識や技術を得るだけでなく、参加者が互いに学び合うこと、人と人が出会うことを大切にし、事業を実施します。	
とりぐみ 取組	さいがい シニアカレッジ（再掲）	しょかんか 所管課	こうれいしゅうしえんか 高齢者支援課
内容 内容	継続	将来、生活支援コーディネーターなど地域におけるリーダーとして活躍していただけるよう、介護や認知症のことはじめ、海外の先進事例や住民主体の活動の始め方など様々な分野の研修を実施しています。	

② 人権教育の充実・心のバリアフリー

とりにくみ 取組	インクルーシブ教育システム ¹ の推進	所管課	きょういくしどうしえんか 教育指導支援課
内容 拡充	市立小・中学校において、インクルーシブ教育システムの理念に基づき、しょうがいのある児童・生徒としょうがいのない児童・生徒が可能な限り、共に学べる学習機会の充実を図ります。都立特別支援学校に通っている生徒については、副籍交流を通じて地域との連携を密にするとともに、子どもたちがお互いにふれあう機会を多くし、同じ学校で学ぶためのきっかけを作ります。また、国立市の地域性を踏まえ、共に支え合う社会の実現に向けての理解教育を推進します。		
とりにくみ 取組	高校・大学・専門学校生を対象としたボランティアプログラムの提供・推進	所管課	ふくしそとうむか 福祉総務課
内容 新規	社会福祉協議会のボランティアセンターと連携してボランティアプログラムを設定し、高校・大学・専門学校生が夏期休暇期間中などに、介護ボランティア等に取り組める環境づくりを進めます。		
とりにくみ 取組	職場体験学習	所管課	きょういくしどうしえんか 教育指導支援課
内容 継続	市内介護老人福祉施設や、東京都多摩障害者スポーツセンターにおいて、職場体験学習を実施しています。今後より多くの生徒が体験できるように、実施方法を検討します。		
とりにくみ 取組	ソーシャルインクルージョンに基づく職員 の育成	所管課	しよくいんか 職員課 しょうがいしゃ しえんか 支援課
内容 継続	「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例」の理解や、ユニバーサルマナー検定研修などを通じて、職員・教員に対し「差別的取り扱いの禁止」や「合理的配慮 ² の提供」の徹底を図るとともに、全員がしょうがいのある人に理解のある市役所を目指します。		
とりにくみ 取組	障害者差別解消法の啓発	所管課	しょうがいしゃ しえんか 支援課
内容 継続	平成28(2016)年度から施行された障害者差別解消法について、障害者週間などの機会をとらえて、啓発のための行事などを実施しています。今後、広く市民に知らせてもらえるようなイベントを、しょうがい当事者と一しょに企画します。また、民間企業等へ働きかけ、個別の対応や合理的配慮など、障害者差別解消法の理念や取り組み方法の積極的な周知に努めます。		

1 インクルーシブ教育システム：しょうがいのある児童・生徒としょうがいのない児童・生徒が共に学ぶ仕組み。広義には、一人ひとりの子どもに適した教育環境の整備、学びのための支援を指す。障害者の権利に関する条約第24条によれば、しょうがいのある児童・生徒が、教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることが必要とされている。

2 合理的配慮：しょうがいのある方から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としていると伝えられたときに、過度な負担にならない範囲で対応すること。対応が難しい場合は、お互い建設的な立場で協議することが求められている。

とりぐみ 取組	くにたちしにんちしやう ひ 国立市認知症の日イベント	しよかんか 所管課	こうれいしゆしえんか 高齢者支援課
内容	継続	<p>市民、行政、医療・介護の関係者などで認知症に対する理解を深め、身近な問題として考える日として、「国立市認知症の日」を制定しました。認知症のことを知り、認知症になっても安心して暮らせるまちをめざし、啓発イベントを開催します。</p>	
とりぐみ 取組	くにたちしじんけん へいわきほんじやうれい かり 国立市人権・平和基本条例（仮）の制定	しよかんか 所管課	しちやうしつ 市長室
内容	新規	<p>市民が平和や人権を身近に感じられるよう、国立市人権・平和基本条例（仮）を制定します。</p>	
とりぐみ 取組	じんけんやうごいいん れんけい じんけんやうごけいはつ 人権擁護委員との連携による人権擁護啓発 かつどう すいしん 活動の推進	しよかんか 所管課	しちやうしつ 市長室
内容	継続	<p>人権擁護委員と連携し、小学生・中学生に対する人権擁護意識向上のための啓発活動を推進します。</p>	
とりぐみ 取組	じんけん かん けいはつ 人権に関する啓発イベントの実施	しよかんか 所管課	しちやうしつ 市長室
内容	継続	<p>人権に関する映画会やパネル展などの開催を通じて、市民の人権擁護意識の向上を図ります。</p>	
とりぐみ 取組	えるじーびーていー たい L G B T ¹ に対する理解の啓発	しよかんか 所管課	しちやうしつ 市長室
内容	新規	<p>職員向け研修や、市民向けシンポジウムを開催し、L G B Tの方に関する理解を深め、だれもが暮らしやすいまちにするための取組を推進します。</p>	
とりぐみ 取組	わくわく じゅく くにたち さいけい わくわく塾 くにたち（再掲）	しよかんか 所管課	しやうがいしゆが 生涯学習課
内容	継続	<p>市民主催の学習会などに市職員が伺い、市政の現状や課題、政策内容の情報などを分かりやすくお伝えします。</p>	
とりぐみ 取組	こうみんかんこうざ さいけい 公民館講座（再掲）	しよかんか 所管課	こうみんかん 公民館
内容	継続	<p>市民の学習の機会として、公民館で講座、講演会などを開設しています。知識や技術を得るだけでなく、参加者が互いに学び合うこと、人と人が出会うことを大切に、事業を実施します。</p>	
とりぐみ 取組	しせつ てきせい りやう よ バリアフリー施設の適正な利用の呼びかけ	しよかんか 所管課	かくしよかんか 各所管課
内容	継続	<p>バリアフリー対応トイレやしょうがいしゃ用駐車スペース、優先座席などの施設について、必要な方が必要なときに利用できるよう、適正な利用を呼びかけます。</p>	
とりぐみ 取組	ふきゆうけいはつ ヘルプマーク ² の普及啓発	しよかんか 所管課	しょうがいしゃ 支援課
内容	継続	<p>援助や配慮を必要としている人が周囲の人にそのことを知らせるためのヘルプマークについて、ヘルプカードとあわせて普及を進めるとともに、気遣いや手助けがみんなで協力してできるよう、市民に向けた啓発を進めます。</p>	

1 L G B T : レズビアン (Lesbian)、ゲイ (Gay)、バイセクシュアル (Bisexual)、トランスジェンダー (Transgender) の人々の総称。性的マイノリティのこと。L G B T Q とも。(Q はジェンダークィア (Genderqueer) : 既存の性別に当てはまらない、流動的な人々のことを指す。)

2 ヘルプマーク : 日常生活の中で、外見では分かりにくいものの援助や配慮を必要としている人が、周囲に知らせるためのマーク。

③ 福祉と教育の連携

とりぐみ 取組	福祉と教育の連携の推進	所管課	福祉総務課 教育指導支援課
内容 新規	健康福祉部と教育委員会の連携を密にし、国立市の地域特性を含めた教育を充実できるよう努めます。		
とりぐみ 取組	就学相談の充実	所管課	子育て支援課 しょうがいしゃ支援課 教育指導支援課
内容 拡充	しょうがい等により、特別な教育的支援や配慮が必要な子どもを対象とした就学相談 ¹ を充実させ、その子の能力が最大限発揮できる教育の場を選択できるようサポートします。		

④ 大学等との連携

とりぐみ 取組	学識者との連絡窓口の整備	所管課	政策経営課
内容 新規	市政に学識者の専門的な見地を反映するため、連携協定を締結するとともに、今後、より効率的な連携のために、学識者との連絡窓口の整備を検討します。		
とりぐみ 取組	一橋大学大学院言語社会研究科との連携	所管課	公民館
内容 拡充	公民館では、一橋大学大学院言語社会研究科で積み上げられてきた豊かな「人文学」の研究成果と、市民の社会教育・生涯学習との相互の交流・発展を目指して、様々な連携事業を実施してきました。平成29(2017)年3月末に、公民館と一橋大学大学院言語社会研究科の間で、社会連携に関する覚書を取り交わし、今後さらなる協働を推進していきます。		
とりぐみ 取組	市内の高校や大学との地域連携による子育て支援	所管課	各所管課
内容 継続	市内高校の生徒による長期休業期間等の学習ボランティア支援や市内の各大学の特徴を活かして、国際交流事業や教育・スポーツ・芸術文化などの体験事業等により豊かな人間性や社会性を育みながら、子どもたちの健康やかな成長を促します。		

¹ 就学相談：児童が、小学校に入学する前に、何らかのしょうがいがあったり、長期にわたり疾病等があり入院経験があったり、また現に入院中で退院の自途がまだ立っていないといった悩みに、市教育委員会が相談に応じること。

(3) 行政と住民の協働の推進

【現状と課題】

地域福祉を充実させるためには、共助・公助が最終的な福祉の保障を行いつつ、いかに自助・互助の領域を拡大・充実させていくかが重要です。

そのためには、行政のみならず、福祉事業者やNPO、ボランティア団体等の民間団体及び住民が互いに連携、協働して福祉活動に取り組んでいく必要があります。

市では、平成16(2004)年4月に「くにたちNPO活動支援室」を開設しました(現在は運営を「くにたち地域コラボ」に移管)。「くにたちNPO活動支援室」では、NPO法人だけでなく、市民活動を行う様々な方(団体)が、それぞれ連携し、国立市をより面白く魅力的な地域にしていけるよう、「活動の支援」と「それぞれのつなぎ役」を担っています。

また、平成18(2006)年10月には「NPO等と国立市による協働推進の指針」を策定し、協働の考え方や協働のための環境・体制づくりなどを示しています。

現在、市内NPO法人数は55法人であり、そのうち福祉に関するものは33法人あります。市とNPO等との協働・連携事業は平成28(2016)年度実績で122事業となっており、増加傾向にあります。

今後も、市民一人ひとりが積極的に地域福祉に関係していくことができる環境づくりを推進していきます。

し さ く
【施策】

① し み ん き ょ う ど う す い し ん
市民協働の推進

とりぐみ 取組	しんぎかいとう 審議会等への公募市民委員の積極的な参画	しょかつか 所管課	せいさくけいけい 政策経営課 かくしょかつか 各所管課
内容 内容	けいぞく 継続	はばひろ 幅広く市民の意見を反映させるため、 しんぎかいとう 審議会等には可能な限り公募の市民 いん 委員の参画を推進します。	
とりぐみ 取組	し み ん だんたい 市民や団体と連携した市の事業の実施の推進	しょかつか 所管課	まちな まちの振興課 かくしょかつか 各所管課
内容 内容	けいぞく 継続	せききょくてき 積極的に市民や地域の団体と連携し、 し 地域の力を活用しながら市の事業を じっし 実施します。	

② えぬびーおーとうふくしじぎょうだんたい
NPO等福祉事業団体との連携

とりぐみ 取組	えぬびーおーとう NPO等との連携窓口の充実	しょかつか 所管課	まちな まちの振興課
内容 内容	けいぞく 継続	えぬびーおーとう NPO等と効率的に連携を行うために、 えぬびーおーとう NPO同士の交流をより図れるよう、「くにたちNPO活動支援室」へ支援を おこな 行います。	
とりぐみ 取組	しゃかいふくし 社会福祉法人の地域貢献への支援	しょかつか 所管課	ふくし 福祉総務課
内容 内容	しんき 新規	しゃかいふくし 社会福祉法人の、地域における公益的な取り組みを支援します。また、その とく 取り組みの妥当性について意見する地域協議会（仮）を立ち上げます。	

③ しゃかいふくしきょうぎかい
社会福祉協議会との連携

とりぐみ 取組	しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会が行う事業への支援	しょかつか 所管課	ふくし 福祉総務課
内容 内容	けいぞく 継続	し 市と社会福祉協議会との連携をより強化するため、 しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会が実施する じぎょう 事業について職員が参加するなど、 しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会の地域づくりを市が そくめんてき 側面的に支援します。	
とりぐみ 取組	じんじこうりゅう 人事交流の実施	しょかつか 所管課	しやくいんか 職員課
内容 内容	けいぞく 継続	し 市と社会福祉協議会との連携をより強化するため、 しゃかいふくしきょうぎかい 互いの事業を把握し、福祉 サービスに関する知識や能力を習得するため、 じんじこうりゅう 人事交流を実施します。	
とりぐみ 取組	じょうほうきょうゆう 情報共有の推進	しょかつか 所管課	ふくし 福祉総務課
内容 内容	けいぞく 継続	ふくし 福祉サービスを担当する市職員と しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会の職員の情報交換の場 かちょうれんらくかい として、課長連絡会を実施します。 また、 しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会が実施している、 しゃかいふくし 社会福祉法人連絡会に行政担当者が さんか 参加し、 じょうほうきょうゆう 情報共有をしていきます。	

(4) 地域福祉活動の促進・支援

【現状と課題】

地域福祉は、専門職^{せんもんしよく}によって提供^{ていきよう}されるフォーマルサポートと、専門職^{せんもんしよく}でない人々^{しよく}（自治会^{じちかい}・町内会^{ちやうないかい}、民生委員^{みんせいいいん}・児童委員^{じどういいん}、市民活動団体^{しみんかつどうだんたい}、ボランティア団体^{だんたい}、NPO法人^{えぬびーおーほうじん}、民間事業者^{みんかんじぎやうしゃ}など）によって提供^{ていきよう}されるインフォーマルサポート^{いんふおーまるさぽーと}¹双方^{そうほう}によって支え^{ささ}られています。フォーマルサポートとインフォーマルサポートは、どちらか一方^{いっぽう}だけが充^{じゆうじつ}実^{じつ}しても、地域福祉全体^{ちいきふくしぜんたい}を充^{じゆうじつ}実^{じつ}させることはできません。行政^{ぎやうせい}は、住民^{じゆうみん}による地域福祉活動^{ちいきふくしかつどう}の支援^{しえん}をするとともに、フォーマルサポートとインフォーマルサポートをつなぐネットワークを構築^{こうちく}する必要がある^{ひつよう}があります。

市^しでは、国立市社会福祉協議会^{くにたちしやかいふくしきやうぎかい}と連携^{れんけい}し、平成27(2015)年度^{へいせい}に西地区^{ねんどにしちく}をモデル地区^{ちく}としてコミュニティソーシャルワーカー^{しーえすだぶりゆー}（C S W）を導入^{どうにゆう}しました。C S Wは地域住民^{しーえすだぶりゆー}の中^{ちいき}に入^{はい}って地域づくり^{ちいき}をお手伝い^{てつだ}したり、住民同士^{じゆうみんどうし}のサポートに専門職^{せんもんしよく}としての視点^{してん}から助言^{じよげん}を行い、小地域福祉活動^{しょうちいきふくしかつどう}を実践^{じっせん}しています。また、地域^{ちいき}で解決^{かいけつ}できない課題^{かだい}を抱え^{かか}ている方がいた場合は、行政^{かた}などと連携^{ばあい}し解決^{ぎやうせい}を図^{れんけい}っています。

C S Wについては、平成29(2017)年度^{へいせい}から市内全圏域^{ねんど}に展開^{しなげんけんいき}しています。今後^{こんご}、小地域福祉活動^{しょうちいきふくしかつどう}についても、市内全域^{しなげんけんいき}で展開^{てんかい}を図^{はか}っています。また、C S Wと連携^{しーえすだぶりゆー}し、地域^{れんけい}の実情^{ちいき}に合わせた画一的^{じつじやう}にならない支援^{しえん}を目指^{めざ}します。

¹ インフォーマルサポート：家族や友人、個人ボランティア、住民などによる公的な制度に基づかない支援。公的な制度による支援と適切に組み合わせることにより、本人の心身状況に合わせたきめ細やかな支援が可能になる。

し さ く
【施策】

① かんけいだんたいどう し え ん
関係団体等への支援

とりぐみ 取組	みんせいいいん じどういいんかつどう し え ん 民生委員・児童委員活動への支援	しょかつか 所管課	ふくしそつむか 福祉総務課
内容 ないよう	ちいき たいせい じゅうじつ 地域での民生委員・児童委員の活動を支援するため、サポート体制を充実させます。 また、市内欠員地区の解消に努め、欠員を生まないための方策を、民生委員・児童委員と協働して検討します。		
とりぐみ 取組	ちいきふくしだんたいどう し え ん 地域福祉団体等への支援	しょかつか 所管課	ふくしそつむか 福祉総務課
内容 ないよう	ほごしかい ちいき ふくしかつどう おこな だんたい たい かつどう きょうか 保護司会など、地域の福祉活動を行う団体に対し、活動の強化につながる取り組みを支援します。		

② れんけい しょうちいきふくしかつどう すいしん
コミュニティソーシャルワーカーとの連携・小地域福祉活動の推進

とりぐみ 取組	ぐるっとちいきおうえんかつどうじぎょう し え すだぶりゆー ぐるっと地域応援活動事業（C S W）	しょかつか 所管課	ふくしそつむか 福祉総務課
内容 ないよう	くにたちししゃがいふくしきょうぎかい れんけい しな い めい 国立市社会福祉協議会と連携し、市内に3名のコミュニティソーシャルワーカー（C S W）を配置しました。今後より連携を深め、地域の課題解決に取り組めます。		
とりぐみ 取組	し え すだぶりゆー れんけい しょうちいきふくしかつどう すいしん C S W と連携した小地域福祉活動 ¹ の推進	しょかつか 所管課	ふくしそつむか 福祉総務課
内容 ないよう	ちいき こま しんはいごと かいけつ む ほうほう かつどうないよう きょうぎ みちか 地域の困りごとや心配事などの解決に向けた方法や活動内容を協議し、身近な地域で住民が主体となって支え合う仕組みづくりを、社会福祉協議会と連携して進めます。		

③ ちいき こそだ こそだ し え ん じぎょう すいしん
地域での子育て・子育て支援事業の推進

とりぐみ 取組	こそだ じぎょう じゅうじつ ちいきこそだ し え ん 子育てひろば事業の充実（地域子育て支援拠点事業）	しょかつか 所管課	こそだ し え ん か 子育て支援課 じどうせいしょうねんか 児童青少年課
内容 ないよう	かくかぞくか ちいき 核家族化や地域におけるつながりが希薄化する中で、子育てへの不安や負担感を軽減し、地域での孤立を防ぐために未就学児とその保護者を対象にしたひろば事業（子ども家庭支援センター子育て広場、児童館カンガルーひろば）の充実を図ります。		
とりぐみ 取組	こ とうげこう みまち 子どもの登下校の見守り	しょかつか 所管課	きょういくそつむか 教育総務課 じどうせいしょうねんか 児童青少年課
内容 ないよう	しな いこうりつしょうがっこう あさ とうこうしどう じっし じちかい ほうはん 市内公立小学校において朝の登校指導を実施するとともに、自治会や防犯協会、地域住民などと連携して、取り組みの拡充を図ります。また、下校時に、子どもの見守りをお願いするメッセージを流すとともに、見守り活動中の不慮の事故に備えボランティア保険に加入し、地域の見守りを促していきます。さらに、緊急時に子どもが逃げ込める民家や店舗を確保し、その周知に努めます。		

¹ しょうちいきふくしかつどう みちか ちいき ささ あ し く すす ちいき こま
小地域福祉活動：身近な地域で支え合う仕組みを築き、地域の困りごとを、地域の中で、地域住民が主体となつて解決に取り組んでいく活動。

とくみ 取組	ファミリーサポート事業	所管課	子育て支援課
内容	継続	<p>育児の支援をしたい方（支援会員）と育児の支援を希望する方（利用会員）が、互いの協力に基づいて子育てを支え合う地域の相互支援活動を通し、子育て家庭の仕事と育児の両立を図るとともに、地域の力を活用した子育てサポート体制を強化します。</p>	
とくみ 取組	少子高齢社会における「ダブルケア」への取組の検討	所管課	高齢者支援課 子育て支援課 児童青少年課
内容	継続	<p>少子化と高齢化が同時進行する中で、これまでの仕事と子育ての両立だけではなく、仕事に子育てと親の介護を同時にしなければならない世帯（ダブルケア）の増加が予測され、これまでの子育て支援や高齢者支援だけでなく、見直しも含めた新たな対策が必要になります。現状の各支援策を充実させるとともに、関係各課による子育て・介護を合わせた包括支援策の検討を進めます。</p>	
とくみ 取組	放課後学習支援教室の推進	所管課	教育指導支援課
内容	継続	<p>地域の子どもは地域で育てる、という観点から放課後学習支援教室を推進します。市内公立小学校8校で実施し、学校と連携し地域の力を活用して、子どもの「やる気」をサポートします。また、放課後の子どもたちの過ごし方の一つとしての学習活動の拠点となるよう、放課後児童クラブや放課後子ども教室との新たな連携を模索します。</p>	
とくみ 取組	学習支援事業「LABO☆くにスタ」	所管課	公民館
内容	継続	<p>中高生を対象とした学習支援「LABO☆くにスタ」では、その生徒のニーズに合わせて日本語指導や学校の宿題、授業の復習などの基礎学習を大学生や社会人のスタッフがマンツーマンで手助けしています。今後も、生徒が継続的に通いたくなるような「居場所」となるよう事業を展開していきます。</p>	
とくみ 取組	市内の高校や大学との地域連携による子育て支援（再掲）	所管課	各所管課
内容	継続	<p>市内高校の生徒による長期休業期間等の学習ボランティア支援や市内の各大学の特徴を活かして、国際交流事業や教育・スポーツ・芸術文化などの体験事業等により豊かな人間性や社会性を育みながら、子どもたちの健全な成長を促します。</p>	
とくみ 取組	地域における子どもの居場所づくり事業	所管課	児童青少年課
内容	拡充	<p>地域の人との触れ合いによって、豊かな人間性や社会性を身につけ、たくましく成長することができるよう、地域における子どもの居場所づくり事業を実施する団体に対して補助金を交付します。</p>	

とりぐみ 取組	ち くいくせいかい しえん 地区育成会への支援	しょかんか 所管課	じどうせいしょうねんか 児童青少年課
内容 ないまう	継続 けいぞく	<p>ち くいくせいかい せいしょうねん けんぜんいくせいとう もくてき しょうがっ こうく ちいき 地区育成会は青少年の健全育成等を目的として、小学校区ごとに地域の おとな ぎょうりやく あ たよう がくしゅうきかい たいけんかつどう きかい ていきょう 大人たちが協力し合った多様な学習機会や、体験活動の機会を提供して います。市ではこれらの活動に対して補助金交付や保険加入などの支援を行 うとともに、ちいきじんざい も たよう こ じぎょう せっきやくてき い 地域人材の持つ多様なノウハウを子ども事業に積極的に活かし てきます。</p>	

基本目標2 24時間安心して安全に暮らせる地域づくり

(1) 地域包括ケアシステムの推進

【現状と課題】

医療や介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを生涯続けることができるよう、医療・介護・福祉・住まいなどの事業者等と、地域住民、そして行政が連携してつくっていく地域包括ケアシステムが求められています。

国立市では、これまでも住民同士のつながりの中で、支え合いながら安心して生き生きと豊かな生活を続けることができる地域づくりを進めてきました。特に、家族介護者の交流や認知症の方の独居生活への支援などで先駆的な事業を展開してきています。今後これらの取り組みをさらに進めるとともに、在宅療養の推進や、夜間緊急時・休日の対応など、新たな課題にも対応できるしくみ作りについても検討を進めていきます。

【基本施策】

① 医療・介護・地域・行政が連携した地域包括ケアの推進

とりにくみ 取組	在宅医療・介護連携の推進	所管課	高齢者支援課
内容 継続	医療専門職や、地域中核病院 ¹ の地域連携室 ² 、訪問看護事業所、介護職、行政、学識者、介護を抱える家族などで構成する在宅療養推進連絡協議会を開催し、在宅ケアを進めるための、具体的な取組を検討・推進します。		
とりにくみ 取組	地域ケア会議の充実	所管課	高齢者支援課
内容 継続	地域ケア会議により、高齢者個人に対する支援の充実を図るとともに、より充実した在宅ケアが提供できるよう、個別ケースの検討を通じて、サービス提供の最適な手法を多職種間で共有・蓄積します。		
とりにくみ 取組	夜間・休日の介護相談・訪問介護事業の充実	所管課	高齢者支援課 しょうがいしゃ支援課
内容 拡充	夜間休日の介護相談・訪問介護事業について、地域の社会資源を活用して実施し、24時間365日の在宅での介護看護を支える体制を充実させます。また、しょうがいしゃを対象とした夜間緊急時・休日の対応に関する事業についても、今後調査研究を進めていきます。		

¹ 地域中核病院：地域の医療連携の中核となる病院。近隣では、多摩総合医療センター、国家公務員共済立川病院などが該当する。

² 地域連携室：入院患者が退院する際、行政やケアマネジャー、地域のかかりつけ医と連携し、スムーズな在宅療養生活に移行できるような支援する部署。

② 認知症高齢者等に対する地域の理解と支援の促進

とりぐみ 取組	認知症サポーター養成講座（再掲）	所管課	高齢者支援課
内容	継続	認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を見守る応援者となるための、認知症サポーター養成講座を開催します。	
とりぐみ 取組	国立市認知症の日イベント（再掲）	所管課	高齢者支援課
内容	継続	市民、行政、医療・介護の関係者などで認知症に対する理解を深め、身近な問題として考える日として、「国立市認知症の日」を制定しました。認知症のことを知り、認知症になっても安心して暮らせるまちをめざし、啓発イベントを開催しています。	
とりぐみ 取組	いいあるきネット	所管課	高齢者支援課
内容	継続	認知症になっても自由に外出でき、周りの人が見守ってくれるまちにするため、認知症の方の独り歩きをサポートする模擬訓練を実施します。 ※市では、認知症の方が外に出て迷ってしまうことを、「徘徊」といわずに「いいあるき＝迷ってもいい、安心できる心地よい歩き」と表現しています。	
とりぐみ 取組	認知症カフェ	所管課	高齢者支援課
内容	継続	認知症当事者・家族・地域の人や医療ケアの専門職などが集い、お互いの交流を図ったり、認知症の情報を共有することができる認知症カフェを地域に展開します。	

③ す 住まいや日常生活に不安を抱えた方への支援

とりぐみ 取組	地域居住支援事業の調査研究	所管課	福祉総務課
内容	新規	市内の福祉事業者や不動産会社等と連携し、生活に困窮し日常の自立生活に不安のある方が、地域で安心して生活できるよう、住まいの確保と日常の生活支援を組み合わせた包括的な支援のあり方について、調査研究を行います。	

(2) バリアフリーのまちづくり

【現状と課題】

全国の自治体でバリアフリー・ユニバーサルデザイン¹の理念に基づいたまちづくりが進められています。東京都では平成21(2009)年に改正された、「東京都福祉のまちづくり条例」において、ユニバーサルデザインを基本理念として、高齢者、しょうがいしゃ、子ども、外国人など、全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを進めることを目的に掲げています。さらに、「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」や「東京都福祉のまちづくり条例施行規則」などで施設整備に関する基準を定め、東京都全体のバリアフリー、ユニバーサルデザインを推進しています。

また、国では平成23(2011)年3月に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が改正され、より高い水準の新たなバリアフリー化の目標設定等が行われています。

本市においては、平成28(2016)年度に谷保駅エレベーター、バリアフリー対応トイレ等の新設が多くの方の声によって実現されました。しかしながら、旅客施設を中心とした面的・一体的なバリアフリー化を推進するバリアフリー基本構想²については策定されておらず、市全体のバリアフリー計画がない状態です。今後、関係部署及び関係機関が連携しながら、全ての人のために使いやすいまちづくりを進めるとともに、バリアフリー基本構想の策定についても検討していく必要があります。

また、全ての人が平等に社会参加していくためには、それぞれの方に合わせた情報保障が欠かせません。普段の集まりや広報から災害時の情報伝達まで、音声や文字による情報化のほか、点字、拡大文字、手話、筆記、わかりやすい言葉と文字、多言語による対応など様々な手段で情報提供を進める情報バリアフリー³を推進していく必要があります。

¹ ユニバーサルデザイン：年齢や性別、国籍、しょうがいの有無、個人の能力にかかわらず、できるだけ多くの人が使いやすいように製品・建物・環境をデザインすること、もしくはそのデザイン。

² バリアフリー基本構想：旅客施設（駅など）を中心とする地区や、高齢者、しょうがいしゃ等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）について、移動円滑化に係る事業を重点的・一体的に推進するための基本的な構想。

³ 情報バリアフリー：情報を取得する際の障壁（バリア）を取り除くこと。単に視覚・聴覚のしょうがいだけでなく、知的しょうがいや認知症等からくる理解力の問題、使用言語の違いなどもバリアとして認識する必要がある。

しさく
【施策】

① バリアフリーのまちづくり

とりぐみ 取組	こうきょうしせつ 公共施設のバリアフリー化の推進	しょかつか 所管課	けんちくえいぜんか 建築営繕課 そうむか 総務課
内容 ないよう	けいぞく 継続	<p>こうきょうしせつ がっこう かいしゅう 公共施設や学校を改修し、バリアフリー対応トイレを設置するなど、引き続きバリアフリー化を推進します。</p> <p>また、こうきょうしせつ あんない 公共施設のサインや案内について、ユニバーサルデザインの理念に基づき、見やすく誰でもわかりやすいように整備していきます。</p>	
とりぐみ 取組	どうろ 道路のバリアフリー化の推進	しょかつか 所管課	どうろこうつうか 道路交通課
内容 ないよう	けいぞく 継続	<p>く あんぜんせい かいてきせい かくほ 暮らしの安全性・快適性を確保するため、老朽化した舗装・道路施設の補修やバリアフリー対応の歩道整備等を計画的に推進します。</p> <p>また、さくら通りを2車線に減線し歩行者と自転車道の通行を区分することで、人にやさしい道への改修を推進します。</p>	
とりぐみ 取組	バリアフリー化を総合的に推進する窓口	しょかつか 所管課	としけいかくか 都市計画課
内容 ないよう	けいぞく 継続	<p>バリアフリー化を促進するため、東京都福祉のまちづくり条例に基づき届出対象施設については、建築等事業者に着工前に届出をさせ、整備基準に適合しているかを確認し、必要に応じて指導します。</p>	
とりぐみ 取組	くにたちベンチ事業	しょかつか 所管課	かんきょうせいさくか 環境政策課
内容 ないよう	けいぞく 継続	<p>きゅうけい いこ くうかん 休憩や憩いの空間として、大学通りの緑地帯、公園・遊園等に誰でも利用できるベンチを設置します。</p> <p>ふるさと納税の「くにたち未来寄付」を活用し、ベンチを整備していきます。</p>	
とりぐみ 取組	バリアフリー化促進事業（仮）	しょかつか 所管課	としけいかくか 都市計画課 ふくしそうむか 福祉総務課
内容 ないよう	しんき 新規	<p>しょうがい当事者などの市民が参加するまちづくり点検などを通じ、バリアフリー化の推進に必要な施策を調査研究します。</p>	

② 情報のバリアフリー

とりぐみ 取組	じょうほう 情報のバリアをなくすための体制整備	しょかつか 所管課	かくしょかつか 各所管課
内容 ないよう	けいぞく 継続	<p>しからのじょうほうが、もじ おんせい てんじ しゅわ わ 市からの情報が、文字・音声・点字・手話・分かりやすい文字と言葉など、それぞれの市民が利用しやすい形で受け取ることができるよう、多様な発信方法を準備します。市報くにたち音訳版や説明会等への手話通訳配置などを引き続き充実させていきます。</p> <p>また、市民と市の連絡手段についても、電話だけでなく、ファクシミリや電子メール、郵便など複数の方法を確保します。</p>	

とりぐみ 取組	コミュニケーションにおける個別的配慮 こべつてきはいいりよ	所管課 しょかつか	各所管課 かくしょかつか
内容 ないよう	拡充 かくくわう		
とりぐみ 取組	手話通訳派遣事業・手話講習会の継続 しゅわつうやくはけんじぎょう しゅわこうしゅうかい けいぞく	所管課 しょかつか	しょうがいしゃ しえんか 支援課 ふくしろうむか 福祉総務課
内容 ないよう	継続 けいぞく		

③ 市内交通の利便性の向上 しないうこうつう りべんせい こうじょう

とりぐみ 取組	コミュニティバスの運行 うんこう	所管課 しょかつか	道路交通課 どうろこうつうか
内容 ないよう	継続 けいぞく		
とりぐみ 取組	福祉有償運送支援事業 ふくしゅうしょううんそうしえんじぎょう	所管課 しょかつか	道路交通課 どうろこうつうか 福祉総務課 ふくしろうむか
内容 ないよう	継続 けいぞく		
とりぐみ 取組	リフトカー運行事業 うんこうじぎょう	所管課 しょかつか	しょうがいしゃ しえんか 支援課
内容 ないよう	継続 けいぞく		
とりぐみ 取組	リフト付乗用車運行支援事業 つきしょうようしゃうんこうしえんじぎょう	所管課 しょかつか	しょうがいしゃ しえんか 支援課
内容 ないよう	継続 けいぞく		

(3) 防災・防犯のまちづくり

【現状と課題】

自然災害が発生した場合、必要に応じて、誰でも安全な場所へ円滑に避難できる必要があります。しかし、高齢者やしょうがいしゃなどの中には、自力で避難することが難しい方もいます。平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災では、亡くなられた方の6割が65歳以上の高齢者であったり、しょうがいを持っている方の死亡率が、被災者全体の2倍以上であるなど、高齢者やしょうがいしゃ等の要配慮者における被災事例が特に多くなっています。

市では、平成24(2012)年度から、地域を主体として、災害時要援護者支援事業を行ってきました。また、平成25(2013)年6月の災害対策基本法の一部改正により、要配慮者¹・避難行動要支援者²を定義し、避難行動要支援者については、名簿を作成しています。

今後はより要配慮者対策支援を充実させ、災害時に実効性のある避難支援ができるよう、対策を推進します。

国立市内での刑法犯の認知件数は、平成24(2012)年以降1,000件を割り込み、平成28(2016)年は748件と減少傾向にあります。日常生活での防犯対策への意識向上が市民意識調査からも伺え、このことも犯罪減少の要因のひとつと考えられます。一方、近年振り込め詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺³の被害が後を絶ちません。東京都内の特殊詐欺被害の認知件数は2,032件、被害額61億6590万円となっています。平成27(2015)年中、国立市内では15件の特殊詐欺被害が発生しています。

東京都の調査では、地域の見守りや住民同士の交流を実感している人ほど住んでいる地域の治安がよいと考える傾向が強いという結果が出ています。地域のつながりの中で防犯意識の向上に努めていく必要があります。

¹ 要配慮者：発災前の備え、災害時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を必要とする方。

² 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、避難の確保に特に支援を必要とする者。要介護3以上の者、視覚障害者1～3級、聴覚障害者1～3級、肢体不自由者1～4級、愛の手帳1～2度、精神障害者保健福祉手帳1級、1歳以下の乳幼児、在宅人工呼吸器使用者が該当する。

³ 特殊詐欺：振り込め詐欺と、それに類似する手口の詐欺の総称。

し さ く
【施策】

① ひなんこうどうようしえんしゃ はあく へいじょうじ しえん
避難行動要支援者の把握と平常時の支援

とりぐみ 取組	ひなんこうどうようしえんしゃしえんたいせい じゅうじつ 避難行動要支援者支援体制の充実	しょかつか 所管課	ぼうさいあんぜんか 防災安全課 ふくしそごむか 福祉総務課
内容 ないうち 新 規	さいがいじ みすか ひなん こんなん とく しえん ひつよう ひなんこうどうようしえんしゃ 災害時に、自ら避難することが困難で特に支援が必要な避難行動要支援者を はあく 把握するため、避難行動要支援者名簿を作成・更新します。また、実際の災害 じ じっさい さいがい 時に活用できるよう、必要に応じて各関係機関と情報を共有します。		
とりぐみ 取組	ちいき ようはいりよしゃしえんじぎょう 地域コミュニティによる要配慮者支援事業の そくしん 促進	しょかつか 所管課	ふくしそごむか 福祉総務課
内容 ないうち 継 続	ひころ ちいき ようはいりよしゃ あんひかくにん ひなんしえんくねん おこな 日頃から地域における要配慮者の安否確認や避難支援訓練などを行うこと でちいき じゅうじつ さいがいじ ようはいりよしゃ あんぜん かくほ 地域コミュニティを充実させ、災害時における要配慮者の安全を確保する ためのちいき とりぐみ しえん 地域の取組を支援します。		

② さいがいはっせいじ ようはいりよしゃ しえん
災害発生時の要配慮者の支援

とりぐみ 取組	ふくしひなんじょ じゅうじつ 福祉避難所の充実	しょかつか 所管課	ぼうさいあんぜんか 防災安全課
内容 ないうち 継 続	げんざいにうれいしゃしせつ せつどうしな い せつ きんきゅうじいちじう い 現在高齢者施設やしょうがいしゃ施設等市内13施設と緊急時一時受け入れ に関するきょうてい ていけつ こんご こうきょうしせつおよ みんかんしせつ かりりしゃ 協定を締結しています。今後も、公共施設及び民間施設の管理者 とう きょうりよく さいがいじ ふくしひなんじょ かくほ つと 等と協力して、災害時の福祉避難所の確保に努めます。 また、とうきょうとた ましょうがいしゃ ふくしひなんじょ してい 東京都多摩障害者スポーツセンターについて、福祉避難所に指定でき るよう、とうきょうと こうしやう ます 東京都と交渉を進めていきます。		
とりぐみ 取組	していひなんじょ ようはいりよしゃ しえん 指定避難所における要配慮者への支援	しょかつか 所管課	ぼうさいあんぜんか 防災安全課
内容 ないうち 継 続	していひなんじょ とう かくほ ようはいりよしゃせんようきよしつ せっち 指定避難所におけるマット・スロープ等の確保や、要配慮者専用居室の設置な どのハード面めん せいび じょせい にんさんふ ふく はいりよ ひつよう かた のハード面の整備のほか、女性、妊産婦を含めた配慮を必要とする方への じゅうなん たいおう めん じゅうじつ つと 柔軟な対応などのソフト面の充実に努めます。 また、さいがいじ ふくしかんれん はけんとう くにたちししゃかい 災害時における福祉関連ボランティアの派遣等について、国立市社会 ふくしきょうぎかいとう けんとう くんれんとう つう けんとう 福祉協議会等と検討し訓練等を通じて検討します。		

③ じゅうたく げんさいたいさく すいしん
住宅における減災対策の推進

とりぐみ 取組	じゅうたくたいしんかすいしんじぎょう 住宅耐震化推進事業	しょかつか 所管課	と し けい か く か 都市計画課
内容 ないうち 拡 充	しょうわ ねん がついぜん けんちく もくぞうじゅうたく たいしやう たいしんしんだんひよう 昭和56(1981)年5月以前に建築された木造住宅を対象に、耐震診断費用 じょせい およ たいしんかいしゅうひようじょせい おこな 助成、及び耐震改修費用助成を行っています。また、へいせい ねん がつ 平成29(2017)年5月 くにたちしじゅうたくたいしんかきんきゅうそくしん さくてい たいしんひよう に国立市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、耐震費用 じょせい たいしやう じゅうきよ たい こべつほうもん おこな じゅうたくたいしんか ひつようせい 助成の対象となる住居に対し、戸別訪問を行い、住宅耐震化の必要性・ ほじょせいど ちやくせつせつめい おこな じゅうたく たいしんか すいしん 補助制度について直接説明を行い、住宅の耐震化を推進します。		

とりにくみ 取組	こうれいしゅ か ぐてんとうぼうし き ぐとうしきゅうじぎょう 高齢者家具転倒防止器具等支給事業	しょかつか 所管課	こうれいしゅしえんか 高齢者支援課
内容	たいしょうせたい たい ほんだな しよきだなとう てんとうぼうし き ぐとう しきゅう 対象世帯に対し、タンス、本棚、食器棚等の転倒防止の器具等を支給します。 また、きぼうせたい たい き ぐ と つ け おこな また、希望世帯に対しては、器具の取り付けも行います。		

④ 事業者等との防災協力の推進

とりにくみ 取組	さいがい じ おうえんきょうてい いけつ すいしん 災害時応援協定締結の推進	しょかつか 所管課	ぼうさいあんぜんか 防災安全課
内容	し じぎょうしゅ さいがい じ きんきゅうゆそうぎょうむ いやくひんとう かくほ きょうきゅう 市では、事業者と災害時における緊急輸送業務や医薬品等の確保・供給な どの協定を結んでいます。今後、ぼうさいくんれん つう かんけい みつ しな いの防災・減災体制を充実させていきます。		

⑤ 防犯体制の強化

とりにくみ 取組	たちかわけいさつしよ くにたちしぼうはんきょうかい れんけい 立川警察署、国立市防犯協会との連携	しょかつか 所管課	ぼうさいあんぜんか 防災安全課
内容	たちかわけいさつしよおよ くにたちしぼうはんきょうかい れんけい あおいろぼうはん 立川警察署及び国立市防犯協会と連携し、青色防犯パトロールの実施など、 市内防犯体制の向上に努めます。		
とりにくみ 取組	わんわんパトロールの推進	しょかつか 所管課	ぼうさいあんぜんか 防災安全課
内容	か ぬし かた あいけん いっしょ さんぽ さい ふしんしゅ きげんかしょうとう き 飼い主の方が、愛犬と一緒に散歩する際に、不審者や危険箇所等を気にして いただきながら、普段通り散歩していただくという気軽にできる防犯パト ロールです。協力していただける方には、わんパト 標とわんパトバッグを 配布しています。		
とりにくみ 取組	くにたちしあんしんあんぜん せいび かん ぼじょ 国立市安心安全カメラの整備に関する補助	しょかつか 所管課	ぼうさいあんぜんか 防災安全課
内容	しょうてんがどう ぼうはんたいさく いっかん あんしんあんぜん せっち ばあい ひょう 商店街等が、防犯対策の一環として安心安全カメラを設置する場合には、費用 の一部を助成します。		
とりにくみ 取組	くにたちぼうさい ぼうはん はいしん くにたち防災・防犯メールの配信	しょかつか 所管課	ぼうさいあんぜんか 防災安全課
内容	けいたいでんわ でんし きのう かつよう ぼうはん ぼうさいじょうほう 携帯電話やパソコンの電子メール機能を活用して、防犯・防災情報のメール 配信を行い、積極的に情報提供しています。		
とりにくみ 取組	らくが しょうきよかつどうしえんじぎょう 落書き消去活動支援事業	しょかつか 所管課	ぼうさいあんぜんか 防災安全課
内容	トンネルやガード下の落書きなどを放置することは、その地域が軽微な犯罪 に無関心であるというサインとなり、地域で犯罪者が犯罪を起こしやすい 環境を作り出す原因といわれています。 市では、らくが しょうきよ をする活動を支援するため、らくが しょうきよ用具の貸し出し を行います。らくが しょうきよ じっせん つう しなひ か けいび はんざい 落書き消去の実践を通じて、市内美化とともに、軽微な犯罪も 見逃さない地域の目により、地域の犯罪の抑制につなげます。		
とりにくみ 取組	じどうつうわろくおんきむしょうたいよじぎょう 自動通話録音機無償貸与事業	しょかつか 所管課	ぼうさいあんぜんか 防災安全課
内容	こうれいしゅ ふく せたい たい じどうつうわろくおんき むしょうたいよ おこな 高齢者を含む世帯に対し、自動通話録音機の無償貸与を行っています。警告 メッセージと録音機能により、振り込め詐欺被害を未然に防止します。		

(4) 福祉サービスの質の向上

【現状と課題】

現状で福祉サービスの利用希望があるにもかかわらず、福祉サービスを利用していない方も少なくありません。たとえば、主にしょうがいしゃを中心とした平成23(2011)年生活のしづらさなどに関する調査では、そのような方が3割以上を占めています。サービスがあることを知らない、制度が利用できるかわからないといった理由が考えられます。わかりやすい情報提供と相談しやすい体制作りをともにすすめていくことが必要です。

契約に基づく福祉サービス提供の流れが広がるなか、十分な情報に基づく事業者の選択と、事業者からの丁寧な説明、利用者の納得と同意に基づきサービス提供がなされることが、福祉サービスの質の向上のためには欠かせません。

社会福祉法人の健全な運営や法令遵守体制については、東京都とともに国立市も指導検査を通じて確認し、改善・維持向上を図っているところです。実際のサービスに関する指導検査は現状では東京都が中心となっていて行っていますが、利用者により身近な国立市も段階的にその役割を担っていく必要があります。

さらに東京都における福祉サービス第三者評価制度では、利用者の意向や満足度と事業所の組織経営やサービスの質について、第三者の評価機関が調査します。その結果はホームページで公表され、市民の福祉サービス選択のための情報としても活用されます。

国立市内において第三者評価制度を活用し、事業所の評価結果を公表している事業所は47か所（高齢者分野11か所、子ども・ひとり親分野19か所、しょうがい者・児分野17か所）あり、国立市は対象を定めて評価に係る経費を補助しています。しかし、市内には数多くの福祉サービス事業所があることから、第三者評価制度の普及をさらに推し進めていくことが必要です。

し さ く
【施策】

① 福祉サービス情報の提供方法の改善

とりにくみ 取組	福祉サービス制度に関する情報提供	所管課	各所管課
内容	福祉サービスの種類や内容については、くにたち生活便利帳で全体像がわかるよう情報提供を行います。また、サービスの各所管課において、よりわかりやすい情報提供に努めます		
とりにくみ 取組	総合的な相談窓口における情報提供	所管課	福祉総務課 子育て支援課 各所管課
内容	福祉総合相談窓口・くにたち子育てサポート窓口において、どのようなサービスが活用できるかわからない方に対し、適切なサービスにつなぐための情報を提供します		

② 福祉サービス第三者評価の推進

とりにくみ 取組	福祉事業所の福祉サービス第三者評価受審の推進	所管課	各所管課
内容	福祉サービス第三者評価の対象となっているサービスについて、各事業者に積極的な受審を呼びかけます。また、東京都の補助金を活用し、受審経費の助成を行います。		
とりにくみ 取組	公立保育園の福祉サービス第三者評価受審	所管課	児童青少年課
内容	平成27(2015)年度から公立保育園においても福祉サービス第三者評価に取り組んでいますが、今後も継続して受審し、よりよい保育の提供にいかします。		

③ 社会福祉法人等に対する指導検査の実施

とりにくみ 取組	社会福祉法人及びその福祉サービス事業所に 対する指導検査の実施	所管課	福祉総務課
内容	事業所が国立市内のみに存在する社会福祉法人について、法人運営・会計が適正に行われるよう指導検査を実施しています。今後、これらの法人が運営する事業所についても、運営や利用者支援をより適正に行えるよう、段階的に指導検査を実施していきます。		

基本目標3 自分らしく暮らし続けられる地域づくり

(1) 地域包括ケアシステムの推進(再掲)

基本目標2- (1) のとおり

(2) 介護予防・日常生活の支援

【現状と課題】

高齢化の進展に伴い、要介護認定者も増加しています。

【要介護認定者等の状況】

(各年度末)(単位 人)

区分	平成25(2013) 年度	平成26(2014) 年度	平成27(2015) 年度	平成28(2016) 年度
要支援1	410	472	464	520
要支援2	393	370	405	419
要介護1	632	682	726	743
要介護2	465	483	485	481
要介護3	425	426	414	433
要介護4	315	336	328	344
要介護5	319	341	402	388
計	2,959	3,110	3,224	3,328

要介護状態になるということは、日常生活に不便を感じるということです。そのため、早期のうちから予防的な事業を行い、特に重度の要介護状態に至らないようにすることが重要です。

国立市では、第6期介護保険事業計画において、介護予防・日常生活支援総合事業(新総合事業)が規定されました。新総合事業は、要介護認定に至らない要支援の方やそれと同程度の方を対象として、生活を営むのに必要な、「安心の確保」「日常的な家事」「外出」「交流」「大掃除等の非日常的な家事」の「5つの領域」と、日常生活で不意に起こる「ちょっとしたこと」を住民主体の生活支援サービスで支え、可能な限り地域で生活していくことを支援するという事業です。

今後、どのようなサービスが必要とされるか、十分に検討して実施していきます。

しさく
【施策】

① かいごよぼうじぎょう すいしん
介護予防事業の推進

とりにくみ 取組	いっばんかいごよぼうじぎょう すいしん 一般介護予防事業の推進	しょかつか 所管課	こうれいしゅしえんか 高齢者支援課
ないよう 内容	けいぞく 継続	げんざい げんき かた しょうたい ようかいごじょうたい おちい けんこうきょうしつ 現在お元気な方が、フレイル状態 ¹ ・要介護状態に陥らないよう、健康教室 や軽運動、口腔ケアなど、様々なプログラムを提供します。	
とりにくみ 取組	かいごよぼう せいかつしえん じぎょう すいしん 介護予防・生活支援サービス事業の推進	しょかつか 所管課	こうれいしゅしえんか 高齢者支援課
ないよう 内容	けいぞく 継続	たいいんちよくご しゃべい かいふくかてい たいりよく ていか かた ようしえんにんてい う 退院直後や、疾病の回復過程などで体力が低下している方、要支援認定を受 けている方、予防が必要と認められた方などを対象に、短期集中予防事業 として、トレーニングマシンを使った筋力アップ教室や、訪問リハビリな どを提供します。	
とりにくみ 取組	ちいきかいごよぼうかつどうしえんじぎょう すいしん 地域介護予防活動支援事業の推進	しょかつか 所管課	こうれいしゅしえんか 高齢者支援課
ないよう 内容	けいぞく 継続	けんこうかつどう どう かいごよぼう し かつどう おこな だんたい たい 健康活動やボランティア等、介護予防に資する活動を行う団体サークルに対 して立ち上げ支援の活動費を補助します。また、活動団体については、介護 予防カレンダー等に掲載し、周知を行います。	
とりにくみ 取組	かいごよぼうこうえんかい じっし 介護予防講演会の実施	しょかつか 所管課	こうれいしゅしえんか 高齢者支援課
ないよう 内容	けいぞく 継続	こうれい ちいき ひと とつながりながら、すみ慣れた場所で誰もが長く暮 らすことができるよう、介護予防をテーマとした講演会を開催します。	

② たよう しゅたい せいかつしえん すいしん
多様な主体による生活支援サービスの推進

とりにくみ 取組	じんざい しゃかいふくしきょうぎかい シルバー人材センター・社会福祉協議会が じっし か じしえんじぎょう しゅうち れんけい 実施する家事支援事業の周知・連携	しょかつか 所管課	こうれいしゅしえんか 高齢者支援課
ないよう 内容	けいぞく 継続	くにたちし じんざい おこな ふくし か じえんじょ くにたちししゃかい 国立市シルバー人材センターが行う福祉・家事援助サービスや、国立市社会 福祉協議会が行う安心サービスを円滑に利用できるよう、サービス内容の しゅうち つと 周知に努めます。 また、しんそうごうじぎょう にな て ひと いちづ けんどう また、新総合事業の担い手の一つとして位置付けられるか検討します。	
とりにくみ 取組	ざいたくせいいかつ じぎょう じゅうじつ 在宅生活をサポートする事業の充実	しょかつか 所管課	こうれいしゅしえんか 高齢者支援課
ないよう 内容	けいぞく 継続	こうれいしゅはいしよく こうれいしゅ せいかつかんきょう おう てきせつ う 高齢者配食サービスなど、高齢者の生活環境に感じ、適切なサービスを受け られるよう支援します。	
とりにくみ 取組	いそうしえん じょうほうていきょう すいしん 移送支援サービスの情報提供の推進	しょかつか 所管課	ふくしそむか 福祉総務課 どうろこうつうか 道路交通課
ないよう 内容	しんき 新規	しな い かいご ぶんたい けんこう ぶんたい けんこう ぶんたい けんこう ぶんたい 市内の移送支援（介護タクシー、福祉有償運送など）の団体の情報を取り まとめ、えんかつ りよう のための じょうほうせいり おこな まとめ、円滑な利用のための情報整理を行います。 また、てきせつ あんない まどくちしよくいん けんしゅう じっし また、適切なサービスを案内できるよう、窓口職員の研修を実施します。	

¹ フレイル状態：健康な状態と要介護状態の間の状態。虚弱とも。体が疲れやすくなったなどの身体の虚弱のほかに、忘れっぽくなった・人と話すことが少なくなったなど、こころ／認知の虚弱、社会性の虚弱などがあ
る。ケアすることで、健康な状態に戻ることができると言われていいる。

(3) あらゆる世代の居場所・拠点づくり

【現状と課題】

自らが選んだ地域で、自分らしくいきいきと暮らしていくことは、誰もが抱く願いです。そのためには、身近な地域で、人と人とのつながりを深めることが大変重要です。

近年、高齢化やライフスタイルの変化により、単独世帯が増加傾向にあり、平成27(2015)年は、単独世帯の割合が40%を超えています。このような状況の中で、人と人とのつながりを深め、地域で孤立している人を出さないようにするためには、誰もが気軽に立ち寄り、お茶を飲んだり食事をしながらおしゃべりができるような「居場所」づくりを推進し、地域でのつながりづくりを支援することが重要です。

市では、公民館、福祉会館、地域福祉館、児童館等を、地域におけるたまり場等に活用していただくため、会議スペース等の貸し出しを行っています。北福祉館及び西福祉館では「たまり場事業」としてスペースを確保し、気軽に読める雑誌等を置いています。

また、平成22(2010)年度から、子どもの居場所づくりを実施する市内の団体に対して、事業費の一部を助成するなど、市民や事業者が行う居場所づくりの支援も行っています。

今後は、地域の人々が集まりたくなるような居場所・たまり場とは何か、行政としてどのような支援ができるか検討していきます。

また、今後、市が新しく施設を設置する場合には、どんなしょうがいを持っていても遊びに行ける場、多様性のある人々と交流できる場、あらゆる世代が行き交う場となるよう計画していきます。

しさく
【施策】

① たせだい つど いばしょ じぎょう すいしん
多世代が集う居場所づくり事業の推進

とりぐみ 取組	たまりばうんえいじぎょう たまり場運営事業	しょかつか 所管課	ふくしそつむか 福祉総務課
ないよう 内容	けいぞく 継続	きたふくしかん にしふくしかん じっし 北福祉館、西福祉館において実施している「たまり場運営事業」について、 かつよう かつよう かつよう おお ひと りよう より活用しやすく、多くの人に利用していただけるよう事業の見直しを行います。	
とりぐみ 取組	がくしゅうしえんじぎょう ら ほ 学習支援事業「LABO☆くにスタ」（再掲）	しょかつか 所管課	こうみんかん 公民館
ないよう 内容	けいぞく 継続	ちゅうこうせい たいしやう がくしゅうしえん ら ほ 中高生を対象とした学習支援「LABO☆くにスタ」では、その生徒の二 ーズに合わせて日本語指導や学校の宿題、授業の復習などの基礎学習を だいがくせい しゃかいじん 大学生や社会人のスタッフがマンツーマンで手助けしています。今後も、生徒 が継続的に通いたくなるような「居場所」となるよう事業を展開していきます。	
とりぐみ 取組	こそだ じぎょう じゅうじつ ちいき こそだ しえん 子育てひろば事業の充実（地域子育て支援 拠点事業）（再掲）	しょかつか 所管課	こそだ しえんか 子育て支援課 じどうせいしやうねんか 児童青少年課
ないよう 内容	かくしやう 拡充	かくかぞくか ちいき きはくか なか こそだ ふあん 核家族化や地域におけるつながりが希薄化する中で、子育てへの不安や ふたんかん けいげん ちいき こりつ ぶせ みしゅうがくじ ほごしや たいしやう 負担感を軽減し、地域での孤立を防ぐために未就学児とその保護者を対象に したひろば事業（子ども家庭支援センター子育て広場、児童館カンガルー ひろば じゅうじつ ほか 広場）の充実を図ります。	
とりぐみ 取組	やがわこうきょうようち とゆうち かつよう さいけい 矢川公共用地（都有地）の活用（再掲）	しょかつか 所管課	ふじみだいちいき 富士見台地域 まちづくり担当
ないよう 内容	しんき 新規	とえい やがわきた たてかえじぎょう しょう あち どうきやうと 都営矢川北アパートの建替事業によって生じる空き地について、東京都から しゃくよう し ふくごうしせつ けんせつ と ようぼう ふくごうしせつない 借用し、市の複合施設を建設できるよう都に要望しています。複合施設内に、 たせだいかん こうりゅう 多世代間で交流できるスペースや、かいぎ イベント利用できる多目的ホール を併設し、ちいきじゅうみん 地域住民にとって「ふらりと立ち寄りたくなる元気の場」となる ようけんとう すす よう検討を進めていきます。	

② 市民・事業者が行うたまり場や居場所づくりへの支援

とりぐみ 取組	住民主体によるサロン活動等への支援	所管課	高齢者支援課
内容 新規	住民主体による、サロン活動などの閉じこもり予防、居場所、生きがいづくり等の事業について支援を実施します。		
とりぐみ 取組	地域における子どもの居場所づくり事業 (再掲)	所管課	児童青少年課
内容 拡充	地域の人との触れ合いによって、豊かな人間性や社会性を身につけ、たくましく成長することができるよう、地域における子どもの居場所づくり事業を実施する団体に対して補助金を交付します。		
とりぐみ 取組	たまり場に関する情報提供の推進	所管課	福祉総務課 高齢者支援課
内容 継続	市内で開設されているたまり場・居場所を適切に把握し、分かりやすく情報提供することに努めます。		

(4) 権利擁護事業の充実（成年後見）

【現状と課題】

成年後見制度は、精神上の障害等により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・補佐人・補助人がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという制度です。高齢化や認知症高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくものと考えられていました。

しかしながら、成年後見制度の利用状況をみると、増加傾向にはあるものの、認知症高齢者数に比べて著しく少ないまま推移しています。

そのため、平成29(2017)年3月に内閣府は「成年後見制度利用促進基本計画」を策定、公表しました。この基本計画における国の取組は以下の3点とされています。

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
- ② 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- ③ 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

また、同時に市区町村においても、当面の取組として

- ① 成年後見制度利用のニーズ把握の方法の検討
- ② 地域の専門職との連携の在り方の検討

を行うこととされています。

国立市では、市社会福祉協議会が運営する権利擁護センターにおいて、市民の権利擁護や成年後見制度に関する相談を受け付けています。さらに、判断能力が十分でない方が、地域で自立して日常生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助・日常的な財産管理・書類の預かり・日常生活に必要な事務手続きなどの支援を行っています。

今後、より利用しやすい窓口体制を充実させるとともに、制度やサービスなどを介護業者や市民向けの講座の中でPRし、制度を身近に感じただけのような取組みを行っていきます。

また、養成した市民後見人¹について、大半の方に受任案件がない状態が続いています。今後、市民後見人の養成とともに、受任案件のマッチングをする仕組みが必要です。

一方で、成年後見制度は「障害者の権利条約」が求める「意思決定支援²」の観点³が欠けており、必ずしも全てにおいて条約と合致した仕組みになっていないと指摘されています。そのため、今後、意思決定をサポートできる仕組みについて検討を進めていきます。

【施策】

① 権利擁護事業の充実

とりぐみ 取組	せいねんこうけんせいどりよう 成年後見制度利用に関する市長申立て検討	しょかつか 所管課	ふくしそつむか 福祉総務課
内容	けいぞく 継続	かんけいきかん 関係機関による成年後見制度の情報交換、市長申立て案件の検討等を行う定例会を月1回開催します。	
とりぐみ 取組	せいねんこうけん 成年後見に関する講演会の実施	しょかつか 所管課	ふくしそつむか 福祉総務課
内容	けいぞく 継続	しみん 市民の成年後見制度等に関する理解を深め、正しく利用していただくため、弁護士や行政書士等の専門の講師を招いた講演会を、社会福祉協議会と連携し、年に1~2回実施する。	
とりぐみ 取組	ちいきふくしけんりようごたいせい 地域福祉権利擁護体制の充実	しょかつか 所管課	ふくしそつむか 福祉総務課
内容	けいぞく 継続	くにたちしやかいふくしきょうぎかい 国立市社会福祉協議会が実施している、地域福祉権利擁護事業 ³ と連携し、判断能力の十分でない方たちの福祉サービス利用の支援を行います。	
とりぐみ 取組	いしけつていしえん 意思決定支援の仕組みづくりの検討	しょかつか 所管課	しょうがいしゃ 支援課 しえんか 高齢者支援課 ふくしそつむか 福祉総務課
内容	しんき 新規	せいねんこうけんせいど 成年後見制度の課題を調査研究し、意思決定支援を重視した新たな仕組みづくりについて検討します。	

1 市民後見人：親族や、弁護士・司法書士などの専門職ではない、地域の住民の中から選任された成年後見人等のこと。研修により、成年後見に関する一定の知識や技術・態度を身につけた上で、社会貢献への意欲や倫理観の高さなど様々な視点から推進機関が適性をチェックし家庭裁判所に推薦する。また、市民後見人には必ず成年後見監督人が選任される。

2 意思決定支援：認知症やしょうがい等で自己の意思を表明することが難しい者について、その意図を理解し、その行為の質の改善、維持あるいは行為の達成を目指すもの。意思決定の質の向上を目指すものであり、意思決定者に代わって意思決定するものではない。

3 地域福祉権利擁護事業：判断能力が十分でないため日常生活に支援を必要とする認知症の高齢者や知的しょうがい、精神しょうがいのある人のため、契約に基づいて福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、重要な書類の預かりなどのサービスを提供する事業。

② しみんこうけんにかつようすいしん
市民後見人の活用の推進

とりぐみ 取組	しみんこうけんにかつようすいしん 市民後見人の養成	しょかつか 所管課	ふくしそつむか 福祉総務課
ないよう 内容	けいぞく 継続	せいねんこうけんせいどひつよう 成年後見制度を必要とするだれもが、適切な後見人を得ることができるよう、 しんぞくべんごしどうせんもんかいがい 親族や弁護士等の専門家以外に、成年後見業務を担うことができる市民 こうけんにかつよう 後見人の養成を行います。	
とりぐみ 取組	しみんこうけんにかいぎかいさい 市民後見人マッチング会議の開催	しょかつか 所管課	ふくしそつむか 福祉総務課
ないよう 内容	しんき 新規	しみんこうけんにかいぎかいさいせいねんこうけんせいどひつよう 市民後見人マッチング会議を開催し、成年後見制度を必要とする方のうち、 しみんこうけんにかつよう 市民後見人が受任できる案件について検討を行い、より多くの市民後見人の 活用につなげます。	
とりぐみ 取組	ちいきふくしけんりようごたいせいじゅうじつさいけい 地域福祉権利擁護体制の充実（再掲）	しょかつか 所管課	ふくしそつむか 福祉総務課
ないよう 内容	けいぞく 継続	くにたちししゃかいふくしきょうぎかいじっし 国立市社会福祉協議会が実施している、地域福祉権利擁護事業と連携し、判断 のりよくしゅうぶんかた 能力の十分でない方たちの福祉サービス利用の支援を行います。	

基本目標4 福祉の総合的な相談と自立支援の推進

(1) 福祉の総合的な相談窓口の充実

【現状と課題】

国立市では平成26(2014)年4月から福祉総合相談「ふくふく窓口」を開設し、生活課題が複雑に絡み合い、制度のはざまにある人の相談に対応してきました。また、平成29(2017)年7月からは子どもに関する総合的な相談窓口として「くにたち子育てサポート窓口」を設置したところです。今後も就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題を広く受けとめ、切れ目のない継続的な支援が提供できるよう、体制を充実させていく必要があります。

分野を横断する総合相談と、各分野ごとの専門的な対応は、両者があいまってこそ効果を発揮します。また、市民、地域団体、事業者、医療機関、行政の各機関・部署などの連携が地域の課題解決にとって欠くことができません。連携のための仕組みづくりを進めていきます。

① 総合相談窓口による相談体制の充実

とりにくみ 取組	ふくしそごうそだんまどぐち 福祉総合相談窓口	しょかにか 所管課	ふくしそごうむか 福祉総務課
内容 継続	主訴が不明確な相談、複数の課題が絡み合った相談、市役所のどの部署に相談したらいいかわからない相談等について、「入った相談は断らない」「ワンストップ・同行・同席」を心掛け、相談を受け付けます。		
とりにくみ 取組	こそだ まどぐち くにたち子育てサポート窓口	しょかにか 所管課	こそだ しえんか 子育て支援課
内容 新規	妊娠・出産・子育てから、ひきこもりや家族関係の悩みなど、子どもに関する様々な悩みを総合的に受け付ける相談窓口を開設します。		

② 関係部署・関係機関との連携強化

とりぐみ 取組	進行管理会議の実施	所管課	福祉総務課
内容	継続	多問題家族等の保健福祉のサービス等の進行状況、生活困窮者の支援調整等を目的とした進行管理会議を行い、福祉総合相談窓口を軸とした各課の連携を強化します。	
とりぐみ 取組	成年後見制度利用に関する市長申立て検討会議の開催(再掲)	所管課	福祉総務課
内容	継続	関係機関による成年後見制度の情報交換、市長申立て案件の検討等を行う定例会を月1回開催します。	
とりぐみ 取組	見守りネットワーク会議の開催	所管課	高齢者支援課
内容	継続	警察、消防、権利擁護センター、シルバー人材センター、民生・児童委員、新聞・牛乳・配食事業者、地域包括支援センター各窓口、市役所関係部署のほか、高齢者見守りネットワークに賛同いただいた協力団体にも参加いただき見守りネットワーク会議を開催します。	
とりぐみ 取組	庁内ネットワーク研修の実施	所管課	子育て支援課
内容	継続	主に子どもに関わる庁内関係部署を対象として、より充実した相談・支援のための連携体制を構築することを目的とした研修を実施します。	
とりぐみ 取組	小中学校及び保育園・幼稚園との連絡会の開催	所管課	子育て支援課
内容	継続	小中学校及び保育園・幼稚園と子ども家庭支援センターとの連絡会を定期的かつ個別に実施し、また、ケースによってはスクールソーシャルワーカー ¹ やコミュニティソーシャルワーカー等との連携を図ることにより、児童虐待の早期発見や防止に努めます。	
とりぐみ 取組	自立支援協議会の開催	所管課	しょうがいしゃ支援課
内容	継続	「人格や個性が大切にされる共生社会の実現」と「社会参加の機会確保」のために、関係者が共に考える機会としての協議会を、障害者総合支援法に基づき開催しています。当事者部会・地域交流部会・しごと部会・あんしん部会の4つの部会と、部会どうしの共有をはかる全体会を実施します。	

¹ スクールソーシャルワーカー：児童・生徒の家庭環境による問題に対処するため、児童福祉等の関係機関と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。原則、社会福祉士か精神保健福祉士などの資格が必要だが、教員OBもいる。非常勤で教育委員会などに配置され、派遣されるケースが多い。

(2) 生活困窮者の自立支援

【現状と課題】

近年の社会情勢を背景に、生活保護受給者・世帯ともに増加傾向にあります。特に、稼働年齢層を含む「その他の世帯」については、国においては10年で2.5倍に、国立市においては、10年で4倍にもなりました。この状況を受けて、厚生労働省では生活困窮者に対して生活保護に至る前の早期に支援を行い、自立の促進を図るため、就労の支援その他の自立の支援に関する相談等を実施するとともに、居住する住宅を確保し、就職を容易にするための支援を行うことを目的として、生活困窮者自立支援法を成立させました。国立市では平成27(2015)年の法律施行に先立って、平成26(2014)年から経済的にお困りの方に対する包括的・継続的な相談、仕事・住まい・生活に関する支援事業を開始しました。

今後も、個人の状況やニーズに合わせ、家計管理や生活習慣の確立、就労体験などの取り組みを行い、生活困窮者が自立した社会生活を送ることができるよう継続して援助を行ってまいります。

近年、子どもの貧困が社会的な課題となっています。平成25(2013)年国民生活基礎調査により、全国の「子どもの貧困率」が全世代平均を超え、16.3%であることが示されたことで、「6人に1人の子どもが貧困状態にある」ことが社会的に大きくクローズアップされました。その後、平成28年国民生活基礎調査により、貧困率が13.9%に改善されていることが示されましたが、引き続き対策が必要となっています。また、同調査によれば、ひとり親家庭の貧困率は54.6%と半数を超えており、ひとり親家庭への支援は喫緊の課題となっています。

また、親の所得が低いことが子どもの学歴や就職先に影響を与え、将来貧困になってしまう状況も指摘されており、貧困の連鎖として注目されています。貧困の連鎖を断ち切るためには、生活困窮世帯の子どもに対して、様々な学習支援を実施し、将来の社会的自立や職業生活に結びつく学力を育て、将来を自分で選択できるようになることが

じゅうよう 重要です。がっこうきょういく 学校教育とともにさまざま がくしゅうしえん 様々な学習支援の機会を創出・継続し、こ どもひとりひとりのわ 分かること、できることがふ 増える達成感を たいせい 培い、さらにまな 学ぼうとするいよく 意欲を高めることにと 組みんでいきます。

【施策】

① 生活再建と就労支援の実施

とりぐみ 取組	じりつそうだんしえんじぎょう 自立相談支援事業の推進	しょかつか 所管課	ふくしそつむか 福祉総務課
内容	しえんいん 支援員がせいかつ 生活の悩みを 伺い、かだい 課題をせいり 整理したうえで、そうだんしゃ 相談者の じょうきょう 状況に たいせう 応じた さまざま 様々なプランを たいあん 提案し、ちいき 地域で じりつ 自立して せいかつ 生活できる ように 寄り添いながら 支援を行います。		
とりぐみ 取組	しゅうろうじゅんびしえんじぎょう 就労準備支援事業の推進	しょかつか 所管課	ふくしそつむか 福祉総務課
内容	はたら 働いたことがない方や、なかなか じゅうしやく 就職できない方を たいしょう 対象に、いっぱんしゅうろう 一般就労に じゅうじ 従事する じゅんび 準備としての きちそ 基礎能力の けいせい 形成を ちのめ 目的とし、せいかつ 生活リズムを せいり 整えたり、も 模擬面接などの しゃかいくんれん 社会訓練などを たいきょう 提供します。		
とりぐみ 取組	かけいそうだんしえんじぎょう 家計相談支援事業の推進	しょかつか 所管課	ふくしそつむか 福祉総務課
内容	かけい 家計のやりくりが うまくいかず、せいかつ 生活にお困りの方を たいしょう 対象に、かけいそうだんいん 家計相談員が 相談者の 方とともに かけい 家計の けんしゆ 見直しを行い、かけい 家計を さいせい 再生し、じりつ 自立して たいせいの 安定的な せいかつ 生活を たいせいの 送ることができる ように 支援します。		
とりぐみ 取組	じゅうきょかくほきゅうふきん 住居確保給付金の支給	しょかつか 所管課	ふくしそつむか 福祉総務課
内容	ねんい 2年以内に 離職し、じゅうきょ 住居を うしな 失った方、または うしな 失う 恐れのある たいしょう 対象に、3 か月を げんどう 限度に じゅうきょかくほきゅうふきん 住居確保給付金を 支給し、じゅうきょ 住居・ じゅうろうきかい 就労機会の たいせいの 確保に向けた 支援を行います。		
とりぐみ 取組	ちいききょじゅうしえんじぎょう 地域居住支援事業の調査研究（再掲）	しょかつか 所管課	ふくしそつむか 福祉総務課
内容	市内の 福祉事業者や 不動産会社等と 連携し、せいかつ 生活に こんきゅう 困窮し じりつ 日常生活に 不安のある たいしょう 対象の方が、ちいき 地域で たいせいの 安心して せいかつ 生活できるよう、たいせいの 住まいの 確保と じりつ 日常生活の たいせいの 支援を 組み合わせた 包括的な 支援のあり方について、ちいき 調査研究を行います。		

② 生活困窮世帯への学習支援

とくみ 取組	受験生チャレンジ支援貸付事業の推進	所管課	福祉総務課
内容	中学3年生、高校3年生など受験生を養育している、一定所得以下の世帯に対して、学習塾等の受講料や、高校・大学等の受験料の無利子貸付を行うことにより、低所得世帯の進学負担を軽減します。		
とくみ 取組	生活保護世帯のための被保護者自立促進事業の実施	所管課	福祉総務課
内容	生活保護を受けている世帯等の子どもを対象に、次世代育成支援として学習塾受講料等の支給をします。		
とくみ 取組	生活保護世帯のための健全育成事業の実施	所管課	福祉総務課
内容	生活保護を受けている世帯の子どもを対象に、学童服・運動衣購入費や修学旅行参加支度金を支給します。		
とくみ 取組	生活困窮世帯の子どもへの学習支援事業の実施	所管課	福祉総務課
内容	小学生～中学生及び中学を卒業した18歳未満、高校中退・未進学者を対象に、進路相談、情報提供、宿題、学習方法の指導などを行い、学習習慣の定着や学習意欲の向上を図り、高校受験に向けた学習活動をサポートします。		

(3) 権利擁護事業の充実（DV・いじめ・虐待）

【現状と課題】

配偶者等からの暴力であるドメスティック・バイオレンス（DV）への対策は、「だれもがあたりまえに暮らせるまちをつくる」上で重要な課題となっています。市では、配偶者等からの暴力を防止し、被害者の安全確保と自立に向けた支援を実施するために、「DV防止法」に基づく市町村計画として「国立市ドメスティック・バイオレンス対策基本計画（DV対策基本計画）」を策定しました。

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その未然防止と被害者への支援に関する取組を推進し、暴力の根絶を図ることは行政としての責務です。

市は、DV被害者にとって最も身近な行政主体として「暴力を未然に防ぐための啓発活動の推進」「DV被害者の相談支援体制の強化」「DV被害者の安全確保」「安心した生活が送れるようにするための自立支援」「DV対策基本計画の推進体制の整備」という5つの視点でDV防止対策に取り組んでいきます。

いじめの問題は、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある重大な人権上の問題です。

市では平成27(2015)年に国立市いじめ防止対策推進基本方針を定め、いじめの未然防止、早期発見及び重大事態への対処に取り組んでまいりました。

これからも、基本方針の「いじめを生まない・許さない学校づくりを行う」「児童・生徒をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動を促す」「教員の指導力の向上と組織対応を進める」「保護者・地域・関係機関と連携した取組を進める」を中心に、いじめ防止に取り組んでいきます。

子どもには、生まれながらにして持っている「権利」があります。その権利を守るために、世界の国々が一緒になり「児童の権利に関する条約」を国際条約として決めました。この条約は大きく分けて「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの子どもの権利を守ることを定めています。

しかしながら、虐待等により辛い思い・苦しい生活を強いられている子どもがいます。東京都の児童相談所で対応した児童虐待の件数は、平成21(2009)年度では3,339件であったのに対し、平成28(2017)年度は9,909件となり、過去最高となっています。

市においては、平成16(2004)年の児童虐待防止法改正により、子ども家庭支援センターが虐待通告の一義的窓口となっています。しかし、家庭状況などが複雑化する中で、子どもを虐待から守り、総合的に支援していくためには一機関による対応だけでは不十分であり、様々な分野との連携を図ることが不可欠です。

市では、子ども家庭支援センターを中心機関とした、「子ども家庭支援ネットワーク連絡会」を組織し、虐待を受けたと思われる子どもとその家庭について関係機関からの情報を集約し、共有化を図ってきました。また、平成20(2008)年6月よりこれまでの従来型の子ども家庭支援センターから先駆型に移行し、子どもと家庭への相談体制の強化、虐待の早期発見・防止に力を入れています。さらには、平成24(2012)年度から虐待対策コーディネーターの配置により組織的な対応が強化され、関係機関との個別ケース会議などを通して、相互の役割を確認し、多面的に支援の方向性を検討し、対応していくという重要な役割を担っています。

今後も、各関係機関との情報共有や連携を強化し、子どもの虐待の防止・早期発見・早期対応に取り組んでいきます。

し さ く
【施策】

① 相 談 者 に 配 慮 し た 相 談 窓 口 の 配 置

と り く み 取 組	じょせいそうごうそうだんたいせい せいび 女性総合相談体制の整備	しょかつか 所管課	しちやうしつ 市長室
内 容	じょせい そうごうそうだんたいせい こうちく はか てい-びいそうだん じょせい 女性の総合相談体制の構築を図り、D V相談をはじめとして女性がワンスト ップで相談でき、適切な部署や関係機関、民間支援団体につなぐことのできる 体制を整備し、強化します。		
と り く み 取 組	はいぐうしやほつりよくそうだん しえん きのう せっち 配偶者暴力相談支援センター ¹ 機能の設置 けんとう 検討	しょかつか 所管課	しちやうしつ 市長室
内 容	はいぐうしやほつりよくそうだん しえん きのう せっち けんとう 配偶者暴力相談支援センター機能の設置について検討します。		
と り く み 取 組	こ かにていしえん そうだんたいせい じゅうしつ 子ども家庭支援センター相談体制の充実	しょかつか 所管課	こぞだ しえんか 子育て支援課
内 容	じどうぎやくたい はっせい よぼう かくかてい かが もんだい しんこくか まえ そうだん 児童虐待の発生の予防には、各家庭の抱える問題が深刻化する前に相談でき ることが重要であり、早期対応も可能になることを、市民や関係機関に周知 していきます。また継続的な研修やスーパーバイズ ² を導入し、ケースカン ファレンスの開催やスキルの向上を図ることを通じて、子ども家庭支援セン ターの相談体制の充実を図ります。		
と り く み 取 組	じどうそうだんじよぜんこくきやうつう しゅうち 児童相談所全国共通ダイヤルの周知	しょかつか 所管課	こぞだ しえんか 子育て支援課
内 容	こ ぼごしや えすお-えす こえ やかん 子どもたちや保護者のSOSの声をいちやくキャッチするために、夜間や きゅうじつ たいおつかのう じどうそうだんじよぜんこくきやうつう 休日でも対応可能な児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」 をひきつづきしゅうち を引き続き周知していきます。		
と り く み 取 組	こ じんけん せっち 子どもの人権オンブズマン ³ の設置	しょかつか 所管課	オンブズマン じむきょく 事務局
内 容	ぎやくたい さまさま こま ぎがる そうだん いじめや虐待など、様々なことで困っている子どもが気軽に相談できるよ う、子どもの人権オンブズマンを設置します。		
と り く み 取 組	しょうがいしやごうたいほうし じぎょう じゅうしつ しょうがい者虐待防止センター事業の充実	しょかつか 所管課	しょうがいしや しえんか 支援課
内 容	しょうがいしやの尊厳と権利を守るため、しょうがいしや ぎやくたい よぼう ほうし に関する事業を行い、虐待を受けたしょうがいしやを保護し、自立を支援す るための、しょうがい者虐待防止センター機能の充実を図ります。 また、夜間休日でも対応できるよう、時間外専用の電話窓口を設置します。		

1 配偶者暴力防止センター：D V防止法に基づき設置され、D V防止及びD V被害者の保護を目的として、相談、一時保護、自立生活促進のための就労・住宅に関する情報提供等の支援を行う機関。

2 スーパーバイズ：「supervise」監督する（動詞）。監督者又は管理者が、援助者が担当している事例の内容、援助方法について報告を受け、それに基づき適切な援助指導を行うこと。

3 オンブズマン：原義は「代理人」。行政から一定の権限を与えられた行政監察官が行政機関に対する苦情の処理をする制度のこと。子どもの人権オンブズマンは、いじめ、差別、体罰、虐待などで苦しんでいる子どもの相談を身近にいる家族や教師とは違った立場で相談を受け付け、問題解決を図る機関・制度。

② ^{でいーびい} D V ・ ^{ぎやくたい はっけん} いじめ ・ 虐待を ^{しく} 発見する仕組みづくり

とり組み 取組	こ ^{かてい しえん} 子ども家庭支援センター ^{そうだんたいせい} 相談体制の ^{じゅうじつ} 充実 (再掲)	しょかつか 所管課	こそだ しえんか 子育て支援課
内容 内容	じどうぎやくたい はっせい よぼう ^{かくかてい かか もんだい しんこくか まえ そうだん} 児童虐待の発生の予防には、各家庭の抱える問題が深刻化する前に相談できることが重要であり、 ^{じゅうよう} 早期対応も ^{かのう} 可能になることを、 ^{しみん} 市民や ^{かんけいきかん} 関係機関に ^{しゅうち} 周知していきま。また ^{けいぞくてき} 継続的な ^{けんしゅう} 研修や ^{どうにゅう} スーパーバイズを導入し、 ^{かいさい} ケースカンファレンスの ^{こうじょう} 開催や ^{はか} スキルの ^{つう} 向上を ^こ 図ることを ^{かてい しえん} 通じて、子ども家庭支援センターの ^{そうだんたいせい} 相談体制の ^{はか} 充実を図ります。		
とり組み 取組	「 ^{くにたちし こ} 国立市子ども家庭支援ネットワーク ^{れんらく} 連絡 ^{かい} 会」の ^{こうかてき うんえい} 効果的な運営	しょかつか 所管課	こそだ しえんか 子育て支援課
内容 内容	こ ^{かてい しえん} 子ども家庭支援ネットワーク ^{れんらくかい} 連絡会 (^{ようほ} 要保護 ^{こじどうたいさくちいききょうぎかい} 児童対策地域協議会) の ^{こう} より効果的な ^{うんえい} 運営のため、 ^{どうきょうぎかい} 同協議会の ^{こうせいいん} 構成員からなる ^{しんこうかん} 進行管理台帳 ^{りだいちょうてんけんさぎょうかい} 点検作業会を ^{じっし} 実施し、 ^{ぜん} 全ケースの ^{しんこうか} 進行管理の ^{ひょうか} 評価や ^{しゅだんとうきかん} 主担当機関の ^{かくにん} 確認、 ^{しえんほうほう} 支援方法の ^{みま} 見直し等 ^{おこな} を ^{てきせつ} 行い、 ^{たいおう} 適切な ^{かんけいきかん} 対応と ^{じょうほうきょうゆう} 関係機関との ^{しえんたいせい} 情報共有と ^{きょうか} 支援体制の ^{はか} 強化を図ります。		
とり組み 取組	しょうちゅうがっこうおよ ^{ほいくえん} 保育園 ・ ^{ようちえん} 幼稚園との ^{れんらくかい} 連絡会の ^{かいさい} 開催 (再掲)	しょかつか 所管課	こそだ しえんか 子育て支援課
内容 内容	しょうちゅうがっこうおよ ^{ほいくえん} 保育園 ・ ^{ようちえん} 幼稚園と ^こ 子ども家庭支援センターとの ^{れんらくかい} 連絡会を ^{ていきてき} 定期的かつ ^{こべつ} 個別に ^{じっし} 実施し、また、 ^{ケース} ケースによっては ^{スクール} スクールソーシャルワーカーとの ^{れんけい} 連携を図ることにより、 ^{じどうぎやくたい} 児童虐待の ^{そうきはっけん} 早期発見や ^{ほうし} 防止に ^{つと} 努めます。		
とり組み 取組	くにたちし ^{ほうしだいさくすいしんきほんほうしん} 国立市いじめ防止対策推進基本方針に基づい ^{そうきはっけん} たいじめの ^む 早期発見に向けた ^{とり組み} 取組の ^{すいしん} 推進	しょかつか 所管課	きょういくしどうしえんか 教育指導支援課
内容 内容	くにたちし ^{ほうしだいさくすいしんきほんほうしん} 国立市いじめ防止対策推進基本方針に基づき、 ^{くにたちしりつしょう} 国立市立小 ・ ^{ちゅうがっこう} 中学校が、 ^{ねん} 年3 ^{かい} 回の ^{じっし} アンケート実施や、 ^{ぜんいんめんせつ} スクールカウンセラーの ^{そうき} 全員面接など、 ^{はっけん} たいじめの ^む 早期発見に向けた ^{とり組み} 取組を ^{じっし} 実施します。		
とり組み 取組	「 ^{きょじゅうじつたい} 居住実態が ^{はあく} 把握できない ^{じどう} 児童」に関する ^{かん} 調査の実施と ^{じょうさ} 状況把握	しょかつか 所管課	こそだ しえんか 子育て支援課
内容 内容	^{にゅうようじけんこうしんさ} 乳幼児健康診査 ^{みじゅしん} 未受診家庭及び ^{かてい} 就学時の ^{しゅうがく} 健康診断 ^{けんこうしんだん} 未受診の ^{かてい} 家庭で、 ^{こうりてき} かつ合理的な理由なく ^{りゆう} 受診しない ^{かてい} 家庭や、 ^{ひつよう} 必要な ^{ちようさ} 調査を ^{おこな} 行っても ^{きょじゅうじつたい} 居住実態が ^{はあく} 把握できない ^{かてい} 家庭については、 ^{かてい} 各担当部署と ^{かくだんとうぶしょ} 子ども家庭支援センターで、 ^{かてい} 家庭訪問等を実施し、 ^{ほうちんとう} 当該児童の ^{じっし} 目視等による ^{どうがいじどう} 安全確認を ^{もくしとう} 行います。		
とり組み 取組	^{ぎやくたい} 虐待予防検討会の ^{じっし} 実施	しょかつか 所管課	こそだ しえんか 子育て支援課
内容 内容	^{ぎやくたい} 虐待予防の ^{とり組み} 取組として、 ^{げつけん} 3～4 か月 ^{しんご} 健診後に ^{しえん} 支援が必要な ^{ひつよう} 家庭に対して ^{ぎやくたい} 虐待予防検討会を実施し ^{しえん} 支援方法などを ^{けんとう} 検討し、 ^{てきせつ} 適切な ^{しえん} 支援を ^{おこな} 行っています。		

<p>とりくみ 取組</p>	<p>みんせいいいん じどういいん れんけい すいしん 民生委員・児童委員との連携の推進</p>	<p>しょかんか 所管課</p>	<p>こぞだ しえんか 子育て支援課 ふくしそつむか 福祉総務課</p>
<p>内容</p>	<p>ちいき ふくしかつどう おこな みんせいいいん じどういいん けんしゅう ごうどう かいぎ おこな 地域で福祉活動を行う民生委員・児童委員と研修や合同の会議を行うなど きんみつ れんけい と しえん ひつよう かにい じょうほうきょうゆう みまも おこな し緊密に連携を取り、支援が必要な家庭の情報共有や見守りを行います。</p>		

(4) 苦情解決窓口の充実

【現状と課題】

福祉サービスの多くは利用者と事業者の対等な契約にもとづくサービス提供を前提としています。しかしながら、利用者が不満や疑問を抱いても、そのことを率直に言いづらいことも少なくありません。

事業所が苦情などの相談を受け止め、解決に責任を持つ体制を作ることが第一ですが、利用者と事業者との間で解決できない場合、他に苦情を率直に相談できる窓口が必要です。

平成29(2017)年4月から国立市総合オンブズマン制度が始まり、協定を結んだ福祉事業者に関する苦情も総合オンブズマンが取り扱っています。今後は、協定を結ぶ事業者を増やすとともに、制度の周知をより広めていく必要があります。

【施策】

① 総合オンブズマンの開設

とりぐみ 取組	いっばん 一般オンブズマンの設置	しょかつか 所管課	オンブズマン じむきょく 事務局
内容 新規	市の機関や、市と協定を結んだ福祉施設等への苦情を受け付ける一般オンブズマンを設置します。オンブズマンは、第三者的機関として中立的な立場で調査を行い、調査の結果、改善の必要性等が認められた場合、市の機関等に対し是正等の措置を講ずるよう勧告したり、制度改善を求める意見表明を行います。		
とりぐみ 取組	こども 子どもの人権オンブズマンの設置（再掲）	しょかつか 所管課	オンブズマン じむきょく 事務局
内容 新規	いじめや虐待など、様々なことで困っている子どもが気軽に相談できるよう、子どもの人権オンブズマンを設置します。		

だい しょう けいかく すいしんたいせい
第5章 計画の推進体制

だい しょう けいかく すいしんだいせい
第5章 計画の推進体制

けいかく しんちよくかんり
1 計画の進捗管理

「国立市第二次地域福祉計画」の基本理念「だれもがあたりまえに暮らせるまちをつくる」を実現するためには、市民・事業者・行政が協働し計画を推進するとともに、各施策の進捗状況を随時精査し、着実に実施していく必要があります。

けいかく しんちよくかんり
① 計画の進捗管理

本計画を推進していくうえで、計画に沿って施策が着実に実施されているか、十分な成果を上げているか、また法改正等制度の変更があった場合、施策に見直しが必要かなどの確認をしていかなければなりません。

そのため、庁内の「国立市地域福祉推進本部」及び「国立市地域福祉推進委員会」が中心となり、計画の推進及び進捗管理を行い、毎年度、前年度の計画の執行状況について振り返りを行います。

けいかく ひょうか
② 計画の評価

計画期間の中間年度に、市民・事業者・当事者団体の関係者・ならびに社会福祉協議会をはじめとする関係機関、学識経験者等で構成する「国立市地域保健福祉施策推進協議会」において、計画の進捗状況を把握、点検、評価し、施策を着実に推進するための具体的な方策について議論していきます。また、社会情勢の変化や、新たな地域福祉の課題に対応できるよう、次期計画への提言を行います。

じ きけいかく さくてい とりくみ
③ 次期計画策定への取組

制度や社会情勢の変化を的確に捉え、次期計画を円滑に策定するため、本計画は以下のスケジュールで評価・点検、策定を行います。

ねんど 年度	29(2017) ねんど 年度	30(2018) ねんど 年度	31(2019) ねんど 年度	32(2020) ねんど 年度	33(2021) ねんど 年度	34(2022) ねんど 年度
とりくみ 取組	けいかく さくてい 計画策定	しんこうかんり 進行管理	しんこうかんり 進行管理	ちゅうかんひょうか 中間評価	じ きけいかく えんかつ さくてい 次期計画 検討開始	じ きけいかく えんかつ さくてい 次期計画 策定

2 国、東京都、他区市町村関係機関等との連携

法律の改正を必要とする課題や権限が国及び東京都に属する課題等については、これまでも市長会等を通じて解決を要望してきました。これからも引き続き、国、東京都、他区市町村等関係機関と密接に連携を図り、地域福祉の課題に取り組んでいきます。

3 地域福祉計画の「わかりやすい版」の作成

本計画を、誰にでもわかりやすく伝えられるよう、しょうがい当事者等を中心とした作業部会において、地域福祉計画の「わかりやすい版」を作成します。

だい しょう しりょうへん
第6章 資料編

1 国立市地域福祉計画策定委員会条例

平成11年3月26日条例第2号

(以下、改正)

平成13年3月30日条例第5号

平成16年6月23日条例第12号

平成20年9月24日条例第23号

平成28年12月8日条例第47号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき

国立市地域福祉計画を策定するため、国立市地域福祉計画策定委員会

(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長からの諮問に応じて、国立市地域福祉計画の策定

に関する事項について調査、審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者 3人以内
- (2) 社会福祉法人の役員又は職員 3人以内
- (3) 介護保険被保険者 1人以内
- (4) しょうがいしゃ又はその関係者 1人以内
- (5) 民生委員 1人以内
- (6) 市民 1人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める答申があった日をもって終了

する。

いいんちょうおよびふくいんちょう
(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

かいぎ
(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要に応じて行政機関の関係者又は学識経験者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

しよむ
(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、健康福祉部福祉総務課において行う。

いにん
(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、別に市長が定める。

ふそく
(付則)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和49年11月国立市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条 中 第52号を第53号とし、第37号から第51号までを1号ずつ繰り下げ、第36号の次に次の1号を加える。

(37) 地域保健福祉計画策定委員会委員

第4条 中 「第49号」を「第50号」に改める。

第5条 中 「第50号」を「第51号」に、「第52号」を「第53号」に改める。

べっぴょうだい ちゅう
別表第2中

かいごほけんじぎょうけいかくさくていいんかいいいん えん
「介護保険事業計画策定委員会委員 // 9,100円」

を

かいごほけんじぎょうけいかくさくていいんかいいいん えん
「介護保険事業計画策定委員会委員 // 9,100円

ちいきほけんふくしけいかくさくていいんかいいいん えん
地域保健福祉計画策定委員会委員 // 9,100円」

あらた
に改める。

ふ そく へいせい ねん がつ にちじょうれいだい ごう
付 則（平成13年3月30日条例第5号）

じょうれい へいせい ねん がつ にち しこう
この条例は、平成13年4月1日から施行する。

ふ そく へいせい ねん がつ にちじょうれいだい ごう
付 則（平成16年6月23日条例第12号）

じょうれい へいせい ねん がつ にち しこう
この条例は、平成16年7月1日から施行する。

ふ そく へいせい ねん がつ にちじょうれいだい ごうしょう
付 則（平成20年9月24日条例第23号抄）

しこうきじつ
（施行期日）

1 この条例は、平成20年11月1日から施行する。

ふ そく へいせい ねん がつ にちじょうれいだい ごう
付 則（平成28年12月8日条例第47号）

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

2 くにたちしひじょうきんとくべつしよくしよくいん ほうしゅう ひようべんしょう かん じょうれい
国立市非常勤特別 職 職員の報酬および費用弁償に関する条例

しょうわ ねん がつくにたちしじょうれいだい ごう いちぶ つぎ かいせい
（昭和49年11月国立市条例第25号）の一部を次のように改正する。

だい じょうだい ごう つぎ あらた
第2条第50号を次のように改める。

ちいきふくしけいかくさくていいんかいいいん
(50) 地域福祉計画策定委員会委員

べっぴょうだい ちゅう
別表第2中

ちいきほけんふくしけいかくさくていいんかいいいん
「地域保健福祉計画策定委員会委員」

を

ちいきふくしけいかくさくていいんかいいいん
「地域福祉計画策定委員会委員」

あらた
に改める。

くにたちしちいきふくしすいしんほんぶせっちょうこう
2 国立市地域福祉推進本部設置要綱

へいせい ねん がつ にちくんれい こう だい こう
平成6年9月1日訓令(甲)第40号

(以下、改正)

へいせい ねん がつ にちくんれい こう だい こう
平成7年5月22日訓令(甲)第21号

へいせい ねん がつ にちくんれい こう だい こう
平成8年3月29日訓令(甲)第20号

へいせい ねん がつ にちくんれい こう だい こう
平成8年8月30日訓令(甲)第42号

へいせい ねん がつ にちくんれいだい こう
平成13年3月30日訓令第10号

へいせい ねん がつ にちくんれいだい こう
平成17年7月12日訓令第24号

へいせい ねん がつ にちくんれいだい こう
平成18年10月6日訓令第45号

へいせい ねん がつ にちくんれいだい こう
平成19年3月29日訓令第34号

へいせい ねん がつ にちくんれいだい こう
平成19年6月29日訓令第52号

へいせい ねん がつ にちくんれいだい こう
平成19年7月24日訓令第58号

へいせい ねん がつ にちくんれいだい こう
平成20年5月2日訓令第30号

へいせい ねん がつ にちくんれいだい こう
平成21年3月31日訓令第36号

へいせい ねん がつ にちくんれいだい こう
平成22年8月30日訓令第62号

へいせい ねん がつ にちくんれいだい こう
平成25年4月1日訓令第37号

へいせい ねん がつ にちくんれいだい こう
平成29年4月17日訓令第33号

へいせい ねん がつ にちくんれいだい こう
平成29年6月30日訓令第55号

せっち
(設置)

だい じょう くにたちしちいきふくししさく えんかつ すいしん はか くにたちしちいきふくし
第1条 国立市地域福祉施策の円滑な推進を図るため、国立市地域福祉

すいしんほんぶ い か ほんぶ せっち
推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

しよしょうじこう
(所掌事項)

だい じょう ほんぶ しよしょうじこう つぎ
第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

くにたちしちいきふくしけいかく くにたちし けいかくおよ くにたちしこうれいしゃ
(1) 国立市地域福祉計画、国立市しょうがいしゃ計画及び国立市高齢者
ほけんふくしけいかく すいしん そうごうちょうせい かん
保健福祉計画の推進の総合調整に関すること。

(2) ぜんごう かが ふくししさく きかく ちょうせい かん
前号に掲げるもののほか、福祉施策の企画・調整に関すること。

そしき
(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部委員をもって組織する。

- (1) 本部長は、副市長とする。
- (2) 副本部長は、教育長とする。
- (3) 本部委員は、別表1に掲げる職にあるものとする。

ほんぶちやうとう しよくむ
(本部長等の職務)

第4条 本部長は、本部を統括する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長があらかじめ指定する順位により、その職務を代理する。

かいぎ
(会議)

第5条 本部会議は、必要に応じて本部長が招集し、会議を主催する。

すいしんいんかい
(推進委員会)

第6条 本部のもとに、推進委員会をおく。

2 推進委員会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成し、推進委員長は健康福祉部長とする。

3 推進委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 本部から指示された事項の協議に関すること。
- (2) 本部に付議する事項の調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、福祉施策に必要な事項の協議・調整に関すること。

4 推進委員会は、必要に応じて委員長が招集し、会議を主催する。

5 推進委員会には、必要に応じて分科会を置くことができる。

6 推進委員会には、必要に応じて関係行政機関等の職員を出席させることができる。

しよむ
(庶務)

第7条 本部の庶務は、国立市地域福祉計画の推進の総合調整及び第2

条第2号に掲げる事項に係るものについては健康福祉部福祉総務課に

おいて、国立市しょうがいしゃ計画の推進の総合調整に係るものについ

ては健康福祉部しょうがいしゃ支援課において、国立市高齢者保健福祉

けいかく すいしん そうごうちょうせい かかわ けんこうふくしぶこうれいしゃしえんか
計画の推進の総合調整に係るものについては健康福祉部高齢者支援課
において^{しより}処理する。

いじん
(委任)

だいいじょう ようごう さだ ほんぶ うんえい かん ひつよう じこう
第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項
は本部長が定める。

ふそく
付 則

1 この要綱は、平成6年9月1日から適用する。

くにたちしちいきほけんふくしけいかくさくていれんらくかいぎせつちようごう へいせい ねん がつくにたちし
2 国立市地域保健福祉計画策定連絡会議設置要綱(平成4年8月国立市
訓令(甲)第35号)は、廃止する。

ふそく へいせい ねん がつ にちくんれい ごう だいいごう
付 則 (平成7年5月22日訓令(甲)第21号)

この要綱は、平成7年6月1日から適用する。

ふそく へいせい ねん がつ にちくんれい ごう だいいごうしやう
付 則 (平成8年3月29日訓令(甲)第20号抄)

1 この規程は、平成8年4月1日から適用する。

ふそく へいせい ねん がつ にちくんれい ごう だいいごう
付 則 (平成8年8月30日訓令(甲)第42号)

この要綱は、平成8年9月1日から適用する。

ふそく へいせい ねん がつ にちくんれいだい ごう
付 則 (平成13年3月30日訓令第10号)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

ふそく へいせい ねん がつ にちくんれいだい ごう
付 則 (平成17年7月12日訓令第24号)

この要綱は、平成17年7月12日から施行し、改正後の国立市地域保険
福祉推進本部設置要綱等の規定は、平成17年7月1日から適用する。

ふそく へいせい ねん がつ にちくんれいだい ごう
付 則 (平成18年10月6日訓令第45号)

この要綱は、平成18年10月6日から施行する。

ふそく へいせい ねん がつ にちくんれいだい ごう
付 則 (平成19年3月29日訓令第34号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

ふそく へいせい ねん がつ にちくんれいだい ごうしやう
付 則 (平成19年6月29日訓令第52号抄)

しこうきじつ
(施行期日)

1 この訓令は、平成19年7月1日から施行する。

ふそく へいせい ねん がつ にちくんれいだい ごう
付 則 (平成19年7月24日訓令第58号)

この訓令は、平成19年7月24日から施行し、平成19年7月5日から適用

する。

付 則 (平成20年5月2日訓令第30号)

この訓令は、平成20年5月2日から施行し、(中略)第2条の規定による改正後の国立市地域保健福祉推進本部設置要綱の規定(中略)は、平成20年4月1日から適用する。

付 則 (平成21年3月31日訓令第36号)

1 この訓令は、平成21年3月31日から施行する。ただし、第91条から第99条までの規定は、平成21年4月1日から施行する。

2 (前略)第29条の規定による改正後の国立市地域保健福祉推進本部設置要綱の規定(中略)は、平成20年11月1日から適用する。

付 則 (平成22年8月30日訓令第62号)

この訓令は、平成22年8月30日から施行する。

付 則 (平成25年4月1日訓令第37号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年4月17日訓令第33号)

この訓令は、平成29年4月17日から施行する。

付 則 (平成29年6月30日訓令第55号)

この訓令は、平成29年7月1日から施行する。

別表1

せいさくけいえいぶちよう 政策経営部長	ぎょうせいかんりぶちよう 行政管理部長	けんこうふくしぶちよう 健康福祉部長	こ かもくけいぶちよう 子ども家庭部長	こ かもくけいぶ 子ども家庭部
さんじ 参事	せいかつかんきやうぶちよう 生活環境部長	としせいびぶちよう 都市整備部長	としせいびぶさんじ 都市整備部参事	きやういくちちよう 教育次長

別表2

せいさくけいえいぶ 政策経営部	せいさくけいえいかちよう 政策経営課長
ぎょうせいかんりぶ 行政管理部	しよくいんかちよう 職員課長
けんこうふくしぶ 健康福祉部	ほうさいあんぜんかちよう 防災安全課長
	けんこうふくしぶちよう 健康福祉部長
	ふくしそむかちよう 福祉総務課長
	しやうがいしや しょうがいしゃ支援課長
	しえんかちよう しえん 高齢者支援
	かちよう 課長
	ちいきほつかつ 地域包括ケア推進担当課長
	けんこうぞうしんかちよう 健康増進課長
	けんこう 健康
	たんとうかちよう づくり担当課長

こ <small>かていぶ</small> 子ども家庭部	じどうせいしょうねんかちょう <small>しさくすいしんたんとうかちょう</small> 児童青少年課長 施策推進担当課長	こそだ <small>しえんかちょう</small> 子育て支援課長
せいかつかんきょうぶ 生活環境部	しんこうかちょう まちの振興課長	
としせいびぶ 都市整備部	としけいかくかちょう <small>どうろこうつうかちょう</small> 都市計画課長 道路交通課長	
すいしんほんぶ まちづくり推進本部	くにたちえきしゅうへんせいびかちょう 国立駅周辺整備課長	
きょういくいいんかい 教育委員会	きょういくしどうしえんかちょう 教育指導支援課長	

3 くにたちしちいきほけんふくししさくすいしんきょうぎかいじょうれい 国立市地域保健福祉施策推進協議会条例

へいせい ねん がつ にちじょうれいだい ごう
平成18年12月22日 条例第34号

い か かいせい
(以下、改正)

へいせい ねん がつ にちじょうれいだい ごう
平成19年3月29日 条例第6号

へいせい ねん がつ にちじょうれいだい ごう
平成20年9月24日 条例第23号

へいせい ねん がつ にちじょうれいだい ごう
平成26年3月28日 条例第8号

せっち
(設置)

だい じょう くにたちしちいきほけんふくしけいかく い か けいかく すいしん
第1条 国立市地域福祉計画(以下「計画」という。)を推進するため、
くにたちしちいきほけんふくししさくすいしんきょうぎかい い か きょうぎかい せっち
国立市地域保健福祉施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置す
る。

しよしょうじこう
(所掌事項)

だい じょう きょうぎかい しちょう しもん おう けいかく しんちやくじょうきょう はあく
第2条 協議会は、市長からの諮問に依りて、計画の進捗状況の把握、
てんけん ひょうかとう おこな けっか しちょう とうしん
点検、評価等を行い、その結果を市長に答申する。

そしき
(組織)

だい じょう きょうぎかい いいん めいいない そしき
第3条 協議会は、委員12名以内をもって組織する。

2 いいん つぎ かくごう かか もの なか しちょう いしよく
委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

(1) がくしきけいけん もの めいいない
学識経験のある者 2名以内

(2) ほけんいりょう およ ふくし かんけいしゃ めいいない
保健医療サービス及び福祉サービスの関係者 2名以内

(3) こうれいしゃ めい
高齢者 1名

(4) しょうがいしゃ また かんけいしゃ めいいない
しょうがいしゃ又はその関係者 3名以内

(5) ちいきふくしかんけいしゃ めいいない
地域福祉関係者 2名以内

(6) こうぼ せんしゅつ しみん めいいない
公募により選出された市民 2名以内

にんき
(任期)

だい じょう いいん にんき ねん いいん か ばあい ほけついいん
第4条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の
にんき ぜんにんしゃ ざんにんきかん さいにん さまた
任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

いいんちょうおよ ふくいんちょう
(委員長及び副委員長)

だい じょう きょうぎかい いいんちょうおよ ふくいんちょう お
第5条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

2 いいんちょうおよ ふくいんちょう いいん ごせん さだ
委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 ^{いいんちょう}委員長は、^{いいんかい}委員会を代表し、^{だいひょう}会務を主宰する。

4 ^{ふくいんちょう}副委員長は、^{いいんちょう}委員長を補佐し、^{ほさ}委員長に事故があるときは、その^{しよくむ}職務を代理する。

^{かいぎ}
(会議)

第6条 ^{だいいち}協議会は、^{きようぎかい}委員長が^{いんちよう}招集し、^{しやうしゆう}議長となる。

2 ^{きようぎかい}協議会は、^{いいん}委員の過半数の^{かはんすう}出席がなければ、^{しゅつせき}会議を開くことができない。

3 ^{きようぎかい}協議会は、^{ひつよう}必要に応じて^{おう}委員以外の者の^{いんいがい}出席を求め、^{もの}意見、^{しゅつせき}説明等を^{もと}聴くことができる。

^{しよむ}
(庶務)

第7条 ^{だいいち}協議会に関する^{しよむ}庶務は、^{けんこうふくしふふくしそむか}健康福祉部福祉総務課において^{しより}処理する。

^{いにん}
(委任)

第8条 ^{だいいち}この^{じやうれい}条例の^{しこう}施行について^{ひつよう}必要な^{じこう}事項は、^{しちやう}市長が^{べつ}別に^{さだ}定める。

^ふ
付 則

1 この^{じやうれい}条例は、^{へいせい}平成19年1月1日から^{しこう}施行する。

2 ^{くにたちしひじやうきんとくべつしよくしよくいん}国立市非常勤特別職職員の^{ほうしゆう}報酬および^{ひようべんしやう}費用弁償に関する^{かん}条例(昭和49年11月国立市条例第25号)の一部を次のように^{かいせい}改正する。

第2条 中 ^{だいいち}第58号を^{ごう}第59号とし、^{だいいち}第42号から^{だいいち}第57号までを^{ごう}1号ずつ^く繰り下げ、^さ第41号の次に^{だいいち}次の^{ごう}1号を加える。

(42) ^{ちいきほけんふくししきくすいしんきやうぎかい}地域保健福祉施策推進協議会委員

第4条 中 「^{だいいち}第55号」を「^{だいいち}第56号」に^{あらた}改める。

第5条 中 「^{だいいち}第56号」を「^{だいいち}第57号」に、「^{だいいち}第58号」を「^{だいいち}第59号」に^{あらた}改める。

^{べつびやうだい}
別表第2 中

「^{ちいきほけんふくしけいかくさくすいしんきやうぎかい}地域保健福祉計画策定委員会委員 // 9,100 円」

を

「^{ちいきほけんふくしけいかくさくすいしんきやうぎかい}地域保健福祉計画策定委員会委員 // 9,100 円

^{ちいきほけんふくししきくすいしんきやうぎかい}地域保健福祉施策推進協議会委員 // 9,100 円」

あらた
に改める。

ふ そく へいせい ねん がつ にちじょうれいだい ごう
付 則（平成19年3月29日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

ふ そく へいせい ねん がつ にちじょうれいだい ごうしょう
付 則（平成20年9月24日条例第23号抄）

しこうきじつ
（施行期日）

1 この条例は、平成20年11月1日から施行する。

ふ そく へいせい ねん がつ にちじょうれいだい ごう
付 則（平成26年3月28日条例第8号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

4 くにたちしちいきふくしけいかくさくていいんかいいいんめいほ
 国立市地域福祉計画策定委員会委員名簿

にんき いしよく ひ とうしん ひ
 任期（委嘱の日から答申の日まで）

ぶん や 分 野	い いん めい 委 員 名	び こう 備 考
がくしきけいけん もの 学識経験のある者	うえまつ つよし 上松 剛	いいんちよう 委員長 くにたちえきまえほうもんか こんご 国立駅前訪問看護ステーション ちいきほけんふくししさくすいしんきょうぎかいいいんちよう 地域保健福祉施策推進協議会委員長
	はやし ひろき 林 大樹	ひとつばしだいがくだいがくいん 一橋大学大学院 しゃかいがくけんきゅうか きょうじゆ 社会学研究科 教授
	まるやま あきら 丸山 晃	とうようだいがくふくししゃかいはいつけんきゅう 東洋大学福祉社会開発研究センター きやくいんけんきゅういん 客員研究員
しゃかいふくしほうじん やくいん 社会福祉法人の役員 また しょくいん 又は職員	きどう ひろゆき 木藤 博之	しゃふく くにたちししゃかいふくしきょうぎかい 社福) 国立市社会福祉協議会 じむきよくちよう 事務局 長
	はやし みずちか 林 瑞哉	しゃふく やよいかい 社福) 弥生会 くにたちえん しせつちよう くにたち苑 施設長
	ほんだ きみえ 本多 公恵	しゃふく たきのがわがくえん 社福) 滝乃川学園 ちいきしえんぶ しせつちよう 地域支援部 施設長
かいごほけんひほけんしゃ 介護保険被保険者	たむら ふみえ 田村 文栄	かいごほけんうんえいきょうぎかい 介護保険運営協議会 いいんけんにん 委員兼任
しょうがいしゃ また しょうがいしゃ又は その関係者	いのうえ はるな 井上 晴菜	くにたちし だんたいとうきょうぎかい 国立市しょうがいしゃ団体等協議会 ちいきほけんふくししさくすいしんきょうぎかいいいん 地域保健福祉施策推進協議会委員 しょうがいしゃ けいかくさくていいんかい しょうがいしゃ計画策定委員会 オブザーバー
みんせいいいん 民生委員	やまぐち ちえこ 山口 千恵子	ふくいいいんちよう 副委員長 ちいきほけんふくししさくすいしんきょうぎかいいいん 地域保健福祉施策推進協議会委員
しみん 市民	まつうら たかあき 松浦 高明	ちいきほけんふくししさくすいしんきょうぎかいいいん 地域保健福祉施策推進協議会委員

5 くにたちしちいきふくしけいかくさくていいんかいけんとうけいか
 5 国立市地域福祉計画策定委員会検討経過

かいさいび 開催日	じっしじこう 実施事項	おも ないよう 主な内容
へいせい 平成29(2017)年 2月14日(火)	だい かいいいんかい 第1回委員会 (しもん 諮問)	<ul style="list-style-type: none"> ・市長より諮問 ・地域福祉計画の位置付け、関連計画、期間等について
3月27日(月)	だい かいいいんかい 第2回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・国立市第一次地域福祉計画に関する、評価について(国立市地域保健福祉施策推進協議会答申の説明) ・現状分析と課題の整理
5月22日(月)	だい かいいいんかい 第3回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の意義、計画の基本理念案、基本目標案について
7月28日(月)	だい かいいいんかい 第4回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の意義について ・基本目標1・2について
9月26日(火)	だい かいいいんかい 第5回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施策の考え方について ・基本目標3・4について ・計画の推進体制について
11月13日(月)	だい かいいいんかい 第6回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・中間答申(案)について ・パブリックコメントについて ・市民との意見交換会について
12月4日(月) ～ 12月25日(月)	パブリックコメントの実施	市ホームページ、福祉総務課、市役所情報公開コーナー、公民館、中央図書館、北市民プラザ、南市民プラザに「国立市第二次地域福祉計画(素案)」を設置
12月8日(金) 10日(日)	市民との意見交換会(両日で全3回) <第1回> 12月8日:北市民プラザ 第1会議室 <第2回> 12月10日:南市民プラザ 会議室 <第3回> 12月10日:市役所 第1・2会議室	
へいせい 平成30(2018)年 2月5日(月)	だい かいいいんかい 第7回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「国立市第二次地域福祉計画(案)」の答申について ・パブリックコメントの結果について ・市民との意見交換会について(意見要旨) ・市議会福祉保険委員会における中間答申に対する意見等について
2月13日(火)	とうしん 答申	しちよう とうしん 市長へ答申

くにたちしだいにじちいきふくしけいかく
国立市第二次地域福祉計画

へいせい ねん がつ
平成30(2018)年3月

はっこう くにたちし
発行：国立市

へんしゅう けんこうふくしふふくしそうむか
編集：健康福祉部福祉総務課

じゅうしょ とうきょうとくにたちし ふじみだい ちょうめ ばんち
住所：東京都国立市富士見台2丁目47番地の1

でんわ だいひょう ないせん
電話：042-576-2111（代表）（内線）152

ふあくす
FAX：042-576-2138